

平成25年 3月28日開催

石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

<議 案>

- 1 招致外国青年就業規則の一部改正について・・・P1～P5
- 2 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・P6～P7
- 3 奨学金の休止について（非公開）
- 4 市指定文化財の指定について・・・P8～P9

<報 告>

- 1 石狩市文化財保護審議会からの答申について・・・P10～P16

<協議事項>

- 1 教育委員会会議における委員提案について・・・P17～P19

<報告事項>

- 1 石狩市教育情報化推進検討委員会からの提言について（別冊）
- 2 平成24年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について（別冊）
- 4 平成24年度学校巡回及び教育相談の実施状況について・・・P20～P21
- 5 平成25年度石狩市いじめ対応における「指導の方針」について（別冊）

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第1号

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成25年3月28日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則
招致外国青年就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第5章 略 第6章 服務（第19条—<u>第25条</u>） 第7章 懲戒（<u>第26条</u>） 第8章 公務災害補償等（第27条・第28条） 附則 （英語指導助手の職務） 第3条 英語指導助手は、教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。 （1）～（6）略 2 略 （<u>解雇</u>） 第6条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手を<u>解雇</u>することができる。 （1）日本国憲法その他日本の法令又はこの就業規則に違反した場合 （2）当該英語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合 （3）身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合 （4）勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合	目次 第1章～第5章 略 第6章 服務（第19条—<u>第26条</u>） 第7章 懲戒（<u>第27条</u>） 第8章 公務災害補償等（<u>第28条・第29条</u>） 附則 （英語指導助手の職務） 第3条 英語指導助手は、<u>主として</u>教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。 （1）～（6）略 2 略 （<u>免職</u>） 第6条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手を<u>免職</u>することができる。 （1）略 <u>（2）禁錮以上の刑に処せられた場合</u> <u>（3）（改正前の第2号と同じ。）</u> <u>（4）（改正前の第3号と同じ。）</u> <u>（5）（改正前の第4号と同じ。）</u>

(5) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第14条第1項第5号及び第6号に規定する休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(6) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため英語指導助手に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って英語指導助手を解雇することができる。

3 英語指導助手が禁固以上の刑に処されたときは、当該英語指導助手は当然に解雇されたものとみなし、教育委員会は何らの給付を行わない。

(旅費等)

第9条 英語指導助手が職務を行うために旅行するときは、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第4号）に準じて、旅費を支給する。

2 教育委員会は、別に定めるところにより英語指導助手の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、当該英語指導助手が第4条に定める任用期間満了後、1月以内に日本において教育委員会又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、帰国のため日本を出発する場合に1月以内支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給する。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日以内の

(6) (改正前の第5号と同じ。)

(7) (改正前の第6号と同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため英語指導助手に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って英語指導助手を免職することができる。

削除

(費用弁償等)

第9条 英語指導助手が職務を行うために旅行するときは、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第4号）に準じて、費用を弁償する。

2 教育委員会は、別に定めるところにより英語指導助手の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす英語指導助手に対して弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の任用期間を満了すること。

(2) 任用期間満了日の翌日から1ヶ月以内に、日本国において教育委員会又は第三者と雇用関係に入らないこと。

(3) 任用期間満了日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までに、帰国のために日本国を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(8) 略

期間

- (2) 英語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要とみとめる期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の英語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の英語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 女子の英語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の英語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

- (9) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第4号まで及び第9号の特別休暇は有給とし、第5号から第8号までの特別休暇は無給とする。

（休暇及び休職の手続き）

第18条 第13条第1項及び第14条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第9号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2～4 略

（守秘義務）

第22条 略

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合5日の範囲内の期間

(10) （改正前の第9号と同じ。）

2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。

（休暇及び休職の手続き）

第18条 第13条第1項及び第14条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ所属長に届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2～4 略

（守秘義務）

第22条 略

(営利企業等の従事制限)

第23条 略

(宗教活動等の制限)

第24条 略

(自動車運転の制限)

第25条 略

(懲戒処分)

第26条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手に対し、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの就業規則に違反した場合
- (2) 当該英語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (3) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は次の各号に定めるところによる。

- (1) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (2) 減給 1回につき平均資金の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(公務災害補償)

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第23条 英語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 (改正前の第23条と同じ。)

(宗教活動等の制限)

第25条 (改正前の第24条と同じ。)

(自動車運転の制限)

第26条 (改正前の第25条と同じ。)

(懲戒処分)

第27条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 略
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) (改正前の第2号と同じ。)
- (4) (改正前の第3号と同じ。)

2 前項の各処分の意義及び効果は次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 略
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(公務災害補償)

第27条 略
(公務外の災害補償)

第28条 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第28条 (改正前の第27条と同じ。)
(公務外の災害補償)

第29条 (改正前の第28条と同じ。)

附 則

この規則は、平成25年 3 月28日から施行する。

議案第2号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成25年3月28日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌田 英暢

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（表簿） 第12条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第28条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備え、当該各号に掲げる期間保存しなければならない。 （1）～（2）略 （3）旅行命令簿、日宿直勤務命令簿 5年 （4）略 （5）<u>休暇等処理簿（介護を含む。）及び休暇等処理票 2年</u> （6）<u>学校に関する条例、規則その他の規程 必要と認める期間</u> （休業日） 第19条 略 （1）国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日 （2）～（8）略 2～3 略 4 校長は、教育上特に<u>必要ある</u>と認めるときは、第1項の規定にかかわらず休業日（<u>第1項第1号に掲げる日を除く。</u>）を授業日とすることができる。 5 校長は、前項の規定により第1項第2号に掲げる休業日を授業日としたときは、授業日を休業日とすることができる。 6 略	（表簿） 第12条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備え、当該各号に掲げる期間保存しなければならない。 （1）～（2）略 （3）旅行命令簿、日宿直勤務命令簿、<u>休暇等処理簿（介護を含む。）及び休暇等処理票 5年</u> （4）略 （5）（改正前第6号と同じ。） （休業日） 第19条 略 （1）略 （2）～（8）略 2～3 略 4 校長は、教育上特に<u>必要がある</u>と認めるときは、第1項の規定にかかわらず休業日を授業日とすることができる。 5 校長は、前項の規定により第1項<u>第1号及び第2号</u>に掲げる休業日を授業日としたときは、授業日を休業日とすることができる。 6 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

<議案第4号>

平成25年3月18日

石狩市教育委員会教育長
鎌田英暢 様

石狩市文化財保護審議会
会長 村山耀一

「石狩八幡神社の手水鉢」の市指定文化財指定について（答申）

平成24年7月7日付石教文第64号で諮問された標記の件について、石狩市文化財保護条例第4条第1項に基づき下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申

諮問の対象となった「石狩八幡神社の手水鉢」については、その歴史的な価値に鑑み、石狩市指定文化財として指定することは妥当と判断されます。

2. 理由

当該資料は、寛政元（1789）年の奉納ですが、道内で18世紀以前に遡る資料は、道南の一部地域を除いて少数で、極めて貴重なものです。

また、奉納者である「江戸本材木町 小林店喜兵衛」は、詳細は明らかではないものの、江戸の材木商である可能性が高く、鮭とならぶ蝦夷地の主産物であったエゾマツの生産との関わりを伺わせるものとなっており、とかく鮭一色として見られがちな石狩場所の出産物の実態を伝えるものとして重要です。

さらに、石狩弁天社の奉納物であった可能性が高く、既に指定されている石狩弁天社の奉納物と同様の歴史的な価値を持つものと考えられ、市指定文化財にふさわしいものと判断されます。

3. 附帯意見

石狩市指定文化財として指定するにあたっては、当該物件が石狩市指定文化財第一号の「石狩弁天社」と深く関わっていることを考慮し、石狩弁天社との関わりがより理解されるような名称となるようお願いいたします。

また、当該文化財は石狩市の歴史と深く関わることから市民に広く周知され、その価値が理解されるよう広報等に留意されることが望まれます。

◆石狩市指定文化財（平成25年3月1日現在）

番号	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
1	石狩弁天社	昭和42. 12. 22	石狩市弁天町18番地	石 狩 弁 天 社 崇 敬 講 社
2	チョウザメの剥製	昭和57. 3. 27	石狩市弁天町30番地4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市教育委員会
3	八幡町遺跡ワッカオイ 第20号墓出土の土器9個	昭和57. 3. 27	石狩市弁天町30番地4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市教育委員会
4	旧長野商店	平成 6. 3. 28	石狩市弁天町30番地5	石狩市教育委員会
5	金子家文書 (旧花畔村村会関係文書)	平成11. 4. 11	石狩市花川北6条1丁目30番地2	石狩市教育委員会
6	旧白鳥番屋 (はまます郷土資料館)	昭和56. 12. 9	石狩市浜益区浜益77番地	石狩市教育委員会

<報告第1号>

平成25年3月18日

石狩市教育委員会教育長
鎌田英暢 様

石狩市文化財保護審議会
会長 村山耀一

これからの郷土資料の保存・展示のあり方について（答申）

平成23年10月21日付け石教文第68号で諮問のあった標記の件については、平成23年12月14日付で中間答申を行いました。

その中で、諮問事項の「(2) はまます郷土資料館のリニューアルについて」は、先行して審議を行ない答申としましたが、諮問事項の「(1) 石狩市のこれからの資料館について」については、その後も継続審議した結果、この度、下記のとおり答申いたします。

記

答申「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」

(1) 石狩市のこれからの資料館について（別紙答申書参照）

答申「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」

(1) 石狩市のこれからの資料館について

1. はじめに

「郷土資料」とは、史跡、名勝、遺跡、歴史的建築物、民俗・歴史文化財、伝統芸能などの無形文化財、また動植物や化石などの標本、植生や生態系、地形・地質などの自然や景観などの自然遺産・文化遺産のことです。

郷土資料は地域の自然、歴史、文化を学び、伝えることの根底となるものです。長い歴史を経て育まれてきた石狩市民共有の財産であり、郷土資料の保存は、我々に課せられた後世への重大な責任です。そのことを踏まえ、諮問のあった「これからの郷土資料の保存・展示について」のうち「(1) 石狩市のこれからの資料館について」答申いたします。

2. 現状と課題

現在の石狩市は、平成 17 年に厚田村、浜益村と当時の石狩市が合併して生まれました。合併前の旧 3 市村にはそれぞれに資料館があり、いずれも地域の歴史を扱う郷土史資料館的な性格が強いものでした。そのため、合併後、石狩の資料館は郷土史や漁具、生活用具の展示に偏ってしまい、郷土資料の多様性に対応しきれていない状況が生じています。

また、当市の資料館に共通する課題として、本来資料館ではない施設が転用されていることに由来する施設上の制約があります。具体的には、十分な展示面積が確保出来ていない点、収蔵庫、研究室、作業室、講堂など資料館にあるべき施設がほとんどと整えられていないことが挙げられます。

そのうえ各施設は建設されてから長い年数を経過しているため老朽化が進み、温度・湿度環境や耐候・耐震能力などの点で、郷土資料を安全に長期間保管し、未来へ伝えることが困難な状況にあると言わざるを得ません。さらに、郷土資料を今後も新たに収集し保管していくには収蔵スペースが決定的に不足していると考えられます。

海辺にひろがる新石狩市は、道内でも屈指の歴史や文化と豊かで特徴的な自然を有する、魅力あふれるまちになりました。しかし、これまで郷土資料の保存・展示を担ってきた既存の施設には多くの制約と課題があるため、新しい石狩市として郷土資料の市内外への紹介や、資料や自然遺産・文化遺産どうしを関連づけたり、価値を再発見する試みも十分とは言えない状態です。

3. ネットワークによる郷土資料の活用

このような、石狩市の郷土資料の保存・展示における問題点を解決し、郷土資料がもつ価値を発揮させるには、必要な施設整備とともに、長期的、総合的な考え方に立った手法が必要だと考えられます。

それは、市内全域に分布する郷土資料と資料館、図書館、公民館などの社会教育関連施設がネットワーク化を進め、石狩市全域を「まるごと博物館」として活用することです。

この「まるごと博物館」のネットワークを作り上げるためには、次の四つの要素が重要だと考えられます。

1) 各地区に分布する郷土資料の整備

第一の要素は、石狩、厚田、浜益の各地区に所在する特徴のある郷土資料です。そのなかでも地形や植生などの自然遺産、遺跡や史跡、名勝、歴史的建築物、郷土芸能などの文化遺産は、各地区の独特の風土や社会と一体となっこそ、その価値が理解できる郷土資料です。これらに対しては、調査や研究を通して価値を明らかにすること、そして解説版の整備などによって、活用できる状態を作り出すことも必要だと考えられます。

2) 各地区の中心となる施設の再編

第二の要素は、石狩市全体のネットワークにおいて、各地区の中心となる施設です。この施設は現地での学習、展示の拠点となるもので、各地区の郷土資料についての情報を集約し、自然や歴史の概要を展示するとともに、地区内に分布する自然遺産・文化遺産の位置や内容、訪問経路を紹介する役割も果たします。

これらの施設は、当面、各地区にある既存の施設を活用することが現実的だと考えられます。そのためには各地区の特色を生かし、下記のように施設ごとの性格を明確にしたうえで、ネットワークの中に位置づけることが必要だと考えられます。

① いしかり砂丘の風資料館

海と川が出合う石狩川河口周辺の自然や、石狩発祥の地である本町地区を中心とする鮭で栄えたまちの歴史に関する展示を行うことが望まれます。

② 厚田資料室

厚田区には石狩市域の中でも特徴的な地層や化石などの自然や、油田などの産業遺跡が分布することから、自然史、産業史を中心とした展示が望まれます。

また現在は厚田区出身の歴史的人物を通しての厚田の歴史、文化に関する展示が行われていますが、こうした展示も厚田区の特徴を理解するうえで有効だと考えられます。さらに施設の役割については、観光など広く地域づくりの視点から検討することも有意義だと考えられます。

③はまます郷土資料館

建物が歴史的建築物である旧白鳥番屋であることを活かし、石狩市の歴史の大きな部分を占める鯊漁の歴史に関する展示が望まれます。また、展示の場所として区

内の既存施設を有効活用することも検討することも望ましいと考えられます。

3) ネットワークの中核となる施設

各地区に所在する郷土資料を把握し、既存の施設の役割を明確にしても、課題となっている施設上の問題は残ります。そのため、三番目の要素として、収集保管、調査研究、学習などの機能を十分に持ち、ネットワークの要となる施設が必要になります。

そこは郷土資料の保存・展示の目的である、市民が郷土資料に関心を持ち理解を深めることができる場となるべきです。そのためには資料館だけでなく図書館、公民館、石狩浜海浜植物保護センターなどの社会教育関連施設との連携を図ることが重要です。特に図書館には一般的な図書のほか、石狩に関する多くの地域資料があります。ネットワークの中核施設は、図書館と連携することにより、市民に多様な郷土資料についての情報を総合的に提供できるようになるでしょう。

さらにネットワークの中核となる施設が、市内の郷土資料に関する情報が集約される場所になることは、石狩というまちが情報発信を行う上でも大きな意味を持ちます。

石狩市民だけでなく、市外からの来訪者にとっても、石狩の自然、歴史、文化を知るために最適な場所は、いわば「まちの顔」になるからです。

(※中核施設に必要とされる機能、設備などは、附編参照。)

4) 郷土資料の価値を伝える市民活動

各地区固有の郷土資料の価値を再発見し、伝えていく役割を担うのは、各地区に住んでいる市民です。市民自らが郷土資料について学び、現地を訪れる人々に価値を紹介し、さらに新たな郷土資料を見出すような活動が期待されます。そのため単に市民の参加を促すだけでなく、郷土資料に関心を持ち、保存・活用についての知識や技術を持った人材の育成を、長期的な視野に立ち、継続的に進めていくことが重要だと考えられます。

4. より良い郷土資料の保存・展示に向けて

答申の冒頭に述べたように、郷土資料とは石狩市の自然、歴史、文化を学び、伝えることの根底となるもので、長い歴史を経て育まれてきた石狩市民共有の財産です。

このような貴重な価値を持つ郷土資料の保存・展示が行われる場所は、その価値を発見し、理解する場所になるべきです。

そのため、郷土資料の保存・展示に対する行政の役割は、市民の財産である郷土資料の価値を明らかにするとともに、市民がこれを学び、伝えるための知的サービスを提供することであり、それが可能な環境を整えることです。

郷土資料を通して自らのまちを知ることは、自らのまちを愛し、誇りを持つことにつながります。より良い郷土資料の保存・展示が実現され、石狩市全体が、市民が知る喜びを味わい、自らのまちに対する誇りを持てる場所となることを希望します。

※付編：中枢となる施設に必要な機能と設備

1. 機能

中枢施設には、郷土資料を分類、整理して永続的に保管する機能、資料の調査研究によりその価値を明らかにする機能、郷土資料の価値や意味を市民に伝える機能、収集された郷土資料を使って学習活動を行う機能、郷土資料についての知識と技術を習得して保護や活用に関わる人材を育成する機能が求められます。

2. 体制

こうした機能を果たすためには、専門職員の配置が不可欠です。自然や歴史など複数の分野の学芸員が施設に常駐し、郷土資料に関する専門的事項に携わることが必要です。さらに、図書・文書に関する専門的業務やリファレンスサービスを担う司書、環境教育に携わる専門職員、市民の生涯学習活動をサポートする社会教育主事とも一体となれば、郷土資料の保存と展示、活用や、それらを支える人材育成において、大きな相乗効果が期待できます。また、これら専門的業務をバックアップする総務担当の職員も欠かすことはできません。

3. 構成

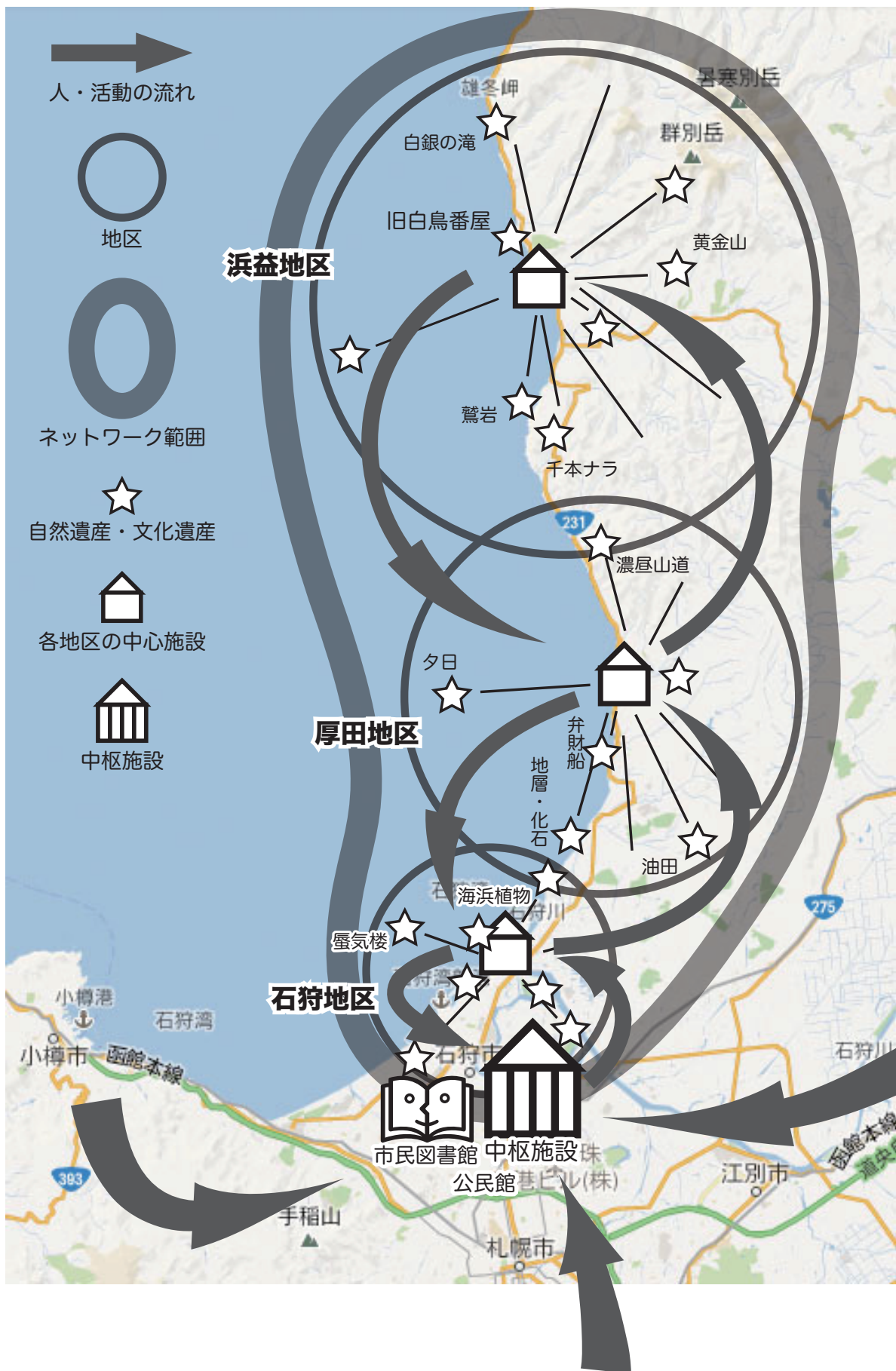
中枢となる施設の基盤であり最も重視されるのは、収集された郷土資料を分類・整理して永続的に保管する機能と、調査研究によって資料や標本が持っている意味を解明するための機能です。そのためには特殊な設備と耐久性、十分な面積が求められます。また、郷土資料の活用のためには、講演や、実物を使用し五感を用いた体験を伴う講座等のための実習室が必要です。さらに、市民が主体となった学習活動や調査研究活動、ボランティア活動の場として複数の研修室が必要となります。ところが、各地区の既存の資料館はいずれもそのような条件を満たしていません。郷土資料を守り、後世に伝え、それを担う人材を育成していくには、専用に設計された新たな施設の設置が不可欠です。

4. 立地

中枢施設は、市民の学習活動や人材育成のセンターでもあります。そのため、大勢の市民や多くの学校にとって、距離や交通の面からも訪れやすい場所にあることが望まれます。その一方で、各地区の中心施設との間を結ぶ交通の便がよく、また、市外から石狩を訪れる人々にとっては、石狩への入口として最初に立ち寄りやすい位置が望ましいと考えられます。さらに、郷土資料や図書、設備などを横断的に利用でき、専門職員同士が密接に連携できるよう、他の社会教育関連施設と隣接していることが重要です。以上の理由から、石狩市の「まるごと博物館」の中枢となる施設の設置場所は、花川地区内で、道道が交差し主要国道にも近い、市民図書館の隣接地が最適だと考えられます。

5. 設備

- ・収蔵庫：郷土資料を継続して収集し、恒久的に安全に保管できるもの。温度・湿度を安定して維持し、資料の活用の際に隣接した 1000m² 規模のもの。
- ・特別収蔵庫：特に安定した保管環境を必要とする資料のため収蔵庫。
- ・資料処理室：自然史資料や標本、状態の悪い資料等の処理、洗浄、加工等を施す作業に使用する。
- ・展示室：石狩市全域の郷土資料について概要を知ることのできる展示を公開。
- ・研究室：郷土資料に関する調査研究を学芸員が遂行するための室。
- ・実習室：実物資料に触れ、実体験を伴う体験講座を開催する室。
- ・研修室：市民の学習や研究活動、ボランティア活動の場。複数の室数が必要。
- ・ロビー：市民による企画展示や小集会、休憩等、多用途に使える場。
- ・その他：事務室、倉庫、共用スペース等。



教育委員会会議における委員提案について

石狩市教育委員会会議規則を改正するに当たって

●視点 1

会議の日程として、「教育委員提案事項」を位置づける（第 1 案）

現行の規定

（会議の順序）

第 7 条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議案の審議
- (3) 教育長の報告の聴取
- (4) 協議事項
- (5) 報告事項
- (6) その他
- (7) 閉会の宣告

例えば、第 7 条第 6 号に「教育委員による提案事項」を位置づけ、「その他」を第 7 号、「閉会の宣告」を第 8 号とする。

【整理すべき点】

- ① ここで言う「委員提案」とは、会議開催前に予め案件として位置づけられているものを指すのか？例えば、議案や協議事項、報告事項などに関連して、その場で提案されたもの、あるいは「その他」の中で提案されたものは、ここで言う「委員提案」には当たらないのか？
- ② 第 14 条の動議とは、全く別の手続なのか？重複する部分はないか？

（動議の提出）

第 14 条 委員は、動議を提出することができる。

- 2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

- ③ 日程として「委員提案事項」を別途位置づけた場合に、提案に対して、どこまでの議論あるいは決定などをするのか？

例えば、委員からの提案が、事務委任規則上、教育委員会会議の議案とすべき事項であった場合は、それは、「議案」なのか？それとも「提案事項」なのか？実質、協議事項と同等の議論をした場合でも、「協議事項」ではなく、「委員提案事項」として扱うのか？

【運用例】

以上のことを勘案すると、日程として「委員提案事項」を位置づけるのであれば、次の運用はどうか。

- ① 委員提案事項は、予め委員が会議開催前に委員長に了解を得て、案件として位置づけて行う。
- ② その際は、提案委員は、事務局に必要な資料を作成させることができる。（その際の教育長の役割、位置づけは？）
- ③ 通常、提案を具現化する流れは、
提案（説明）→質疑→協議（討論）→方向性の決定→施行（規則化、制度化、計画化など）となるが、
「委員提案事項」では、主に提案（説明）→質疑までを行い、委員の総意で、大筋の方向性を決める。

- ・ 十分な協議が必要と判断した場合 → 次回以降に協議事項とする。
- ・ 基本的に採用が難しいと判断した場合 → 次回以降に修正提案、または、審議終了。
- ・ 基本的に採用すべきと判断した場合 → 次回以降に議案に該当する事項であれば事務局が議案を提出。事務局委任事項であれば、事務局が実施計画や実施結果を報告する。（報告事項）

- ④ 上記の例で、例えば、4月の教育委員会会議で提案事項として議論され、5月の教育委員会会議で議案として提出され、議決した場合は、点検評価報告書では、それぞれ議案で1カウント、提案事項で1カウントとする。

●視点 2

「提案」とは、付議の手法・形態を指すのではなく、委員自ら施策などを、立案、提案することを指すものと考え、会議日程として位置づけるのではなく、会議録や点検評価報告書の記載方法を工夫して、それを明確化できるようにする（第2案）

現行の規定

第18条 会議録には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員以外の会議に出席した者の職氏名
- (4) 議題及び議事（発言者の氏名及びその要旨を含む。）
- (5) 議題となった動議を提出した委員の氏名
- (6) その他会議又は委員長において必要と認めた事項

2 会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成させるものとする。

例えば、

- (4) 議題（提案委員の氏名を含む。）及び議事（発言者の氏名及びその要旨を含む。）
- (5) 議題となった動議を提出した委員又は議題を提案した委員の氏名
- (6) 委員提案による議題等に関する提案した委員の氏名

などと、手法は様々あるが、会議録に記載する事項に「委員による提案」である旨を表記するよう位置づける。

【運用例】

- ① そもそも、委員は議題や動議の提出ができる。（議事進行上、議題にされたことが明確となり、会議録にも記載される。）
- ② 提案という行為自体は、「議案」、「教育長報告」、「協議事項」、「報告事項」、「その他」のいずれの審議等の中においても可能だと思われる。具体的な提案がされた場合、会議録の案件名などに「（〇〇委員による提案事項）」などと記載すれば、明確化できる。
- ③ 点検評価報告書においては、議案〇件（うち委員提案によるもの〇件）とカウントするという方法もある。

＜報告事項 1 別冊資料＞

石狩市教育情報化推進に関わる提言書

平成 2 5 年 3 月

石狩市教育情報化推進検討委員会

構 成 委 員

所 属	氏 名
福山大学人間文化学部メディア情報文化学科講師	内垣戸 貴之
北海道立教育研究所附属情報処理教育センター研究研修主事	中島 健朗
千歳科学技術大学グローバルシステムデザイン学科教授	小松川 浩
石狩市校長会（石狩市立浜益小学校長）	石黒 隆一
石狩市教頭会（石狩市立花川中学校教頭）	橘 美富
実践校教諭（石狩市立紅南小学校教諭）	加藤 悦雄
石狩市教育振興会教育機器研究担当（石狩市立厚田中学校教諭）	佐藤 勝彦
N T T 東日本北海道支店法人営業部ソリューション営業第 1 部門札幌圏グループ担当課長	塚本 泰史
石狩市教育委員会生涯学習部長	百井 宏己
石狩市総務部情報推進課長	椿原 功

1. 教育情報化の重要性

1. 1 教育情報化の背景

近年、デジタル教科書教材協議会(DiTT)やデジタル教科書学会が設立されるなど、現場教員、研究者、教科書会社、教育ベンダーなど、実際の教育現場に近い層からの「教育の情報化」に対する期待は大きくなってきている。そうした機運の中で、平成22年度にフューチャースクール事業が、平成23年度に学びのイノベーション事業がそれぞれ開始された。国を挙げてのプロジェクトににわかに活気づいた教育の情報化であるが、フューチャースクール事業は事業仕分け、行政事業レビューで過去に2度の廃止判定を受けており、政策として必ずしも正当に評価されているとは言えない。しかし、廃止理由はその政策の重要性に鑑みたものであるというよりかは、事業の進め方の方に求めており、フューチャースクールが語る理想を否定したものではない。であるからこそ、「今後は自治体の主導で」という文言が入れられており、石狩市教育委員会がこれに先立つ形で教育情報化推進検討委員会を立ち上げたのは、非常に重要な意味を持つことと言える。

1. 2 教育情報化の重要性

教育情報化の重要性を考える上で重要なポイントは、以下の2点があげられる。

1. 新学習指導要領等が求める学習環境への対応
2. 地域主導による環境整備

「1. 新学習指導要領等が求める学習環境への対応」について、いくつか重要な視点がある。

1つ目として、今回の改訂のバックボーンとして、OECDが掲げた「キーコンピテンシー」がある。キーコンピテンシーとは『知識基盤社会』の時代を担う子どもたちに必要な能力』として定義され、「社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会との相互関係）」、「多様な社会グループにおける人間関係形成能力（自己と他者との相互関係）」、「自律的に行動する能力（個人の自律性と主体性）」の3つのカテゴリーからなる。

「社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会との相互関係）」の中には、「知識や情報を活用する能力」や「テクノロジーを活用する能力」が含まれており、その育成には教育の情報化で示されたハード・ソフト両面での環境整備が不可欠である。

2つ目は「言語活動の充実」や「習得型・活用型・追求型」という学習活動に関わる点である。言語活動の充実は当然の事ながら国語科のみで行われるものではなく、すべての学習活動において意識されなければならない。そしてそのことは、従来の国語科が志向してきた文字ベースの言語活動のみを指すものではなく、PISAが示す「読解力」が連続型テキストのみを指さないのと同様に、非言語(図や絵、表、グラフなど)の情報の扱いも含め

てはじめて言語活動の充実と言えるのである。

「習得型・活用型・追求型」の学習活動を考える上でも、非言語の重要性があげられる。前回の学習指導要領と比較をすると、従来の学習が習得型、当時創設された総合的な学習の時間が追求型に当てはまる。今回はその中間となる活用型の学習活動が組み込まれた。この活用型で特に志向されるのは、「思考力・判断力・表現力等の育成」である。中教審の答申によると、思考力・判断力・表現力等の育成に必要なポイントとして、

- ① 体験から感じ取ったことを表現する
- ② 事実を正確に理解し伝達する
- ③ 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④ 情報を分析・評価し、論述する
- ⑤ 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥ 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

この6点があげられている。そしてそれぞれの一例が示されている。例えば「①体験から感じ取ったことを表現する」であれば、「日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する」とある。これらは「PISA調査の読解力や数学的リテラシー、科学的リテラシーの評価の枠組みなどを参考にしつつ、言語に関する専門家などの知見も得て検討した」ものである。

これらのことが教育情報化を推進するうえで、どのような意味を持つのかという点が教育の情報化ビジョンで語られている。「情報通信技術を活用することが極めて一般的な社会にあって、学校教育の場において、社会で最低限必要な情報活用能力を確実に身に付けさせて社会に送り出すことは、学校教育の責務である」という点はしごく当然のこととして、「教科指導における情報通信技術の活用は、教員が、任意箇所を拡大、動画、音声朗読等を通して、学習内容を分かりやすく説明したり、子どもたちの学習への興味関心を高めたりすることに資するものである。また、繰り返し学習によって子どもたちの知識の定着や技能の習熟を図ったり、子どもたちが情報を収集・選択・蓄積し、文書や図・表にまとめ、表現したりする場合や、教員と子どもたちが相互に情報伝達を図ったり、子どもたち同士が教え合い学び合うなど双方向性のある授業等を行ったりする場合にも有効である」という点は、言語活動の充実や習得・活用・追求という学習活動の型の提示、そしてそれらが新学習指導要領の重要なポイントになった理由を踏まえ、教育の情報化が新しい教育の実現にどのように貢献できるのかということをも具体的に指し示したものである。つまりところ、教育の情報化を進めることは、新しい学習指導要領のより十全な実施のための必要条件であるということになる。

1. 3 石狩市が教育情報化を推進する重要性

これから教育の情報化を進めていくために、自治体の役割が大きくなることは言うまでもない。教育の情報化には少なからず大きな額の予算が動き、最終的な決定権をもつ自治体の役割が相対的に重要になるからである。地域主権の流れはこうした点に少なからず影響があると考えられ、地域主導で学校環境整備を進めることの必要性が今後ますます増していくことが予想される。

そのような中、石狩市はフューチャースクール実証校として紅南小学校が、市独自の環境整備校として浜益小学校がそれぞれ任を担っており、それらを拠点校(ロールモデル)として位置づけることができるというメリットがある。この点は非常に今後の環境整備にとっては大きな意味を持つ。

歴史的に教育の情報化を充実させようとする動きは、今回が初ではなく、それに類する動きは幾度かあった。しかし、それは順調には進められてこなかったという歴史がある。そこには共通した要因が散見される。大きな要因の1つとして、「ハード面」での整備にとどまってしまう、ソフト面、特に運用面での整備がほとんど行われなかったこと。もう1つはハード面での整備にとどまったことにより、本来であれば人材育成も含めて数カ年にわたって順次整備されなければならないものが、ある種一過性の施設整備で終わってしまい、機器の運用や更新、研修などが計画的に行われなかったことがあげられる。

そうした反省を踏まえて考えたとき、先導的な環境整備に尽力してきた石狩市はハードの充実に関する知見とそれを運用するための知見を持ち合わせており、教育情報化の推進をさらに充実させるため数カ年に渡り整備を取り進める必要がある。

また後述するが、生涯学習などを通じた地域活性化のため、防災拠点・避難拠点構築のための ICT 充実化という側面もあり、必要性・重要性は喫緊の課題である。

2. 教育情報化で目指すもの

2.1 整備されるべき環境

教育情報化で整備される環境は概ね以下の通りである。

- ✓ 児童生徒 1 人 1 台の PC
- ✓ 学校内無線 LAN
- ✓ 全教室に 1 台の実物投影機
- ✓ 普通教室に電子黒板
- ✓ 校務支援やデジタル教材
- ✓ ICT 支援員

これらの妥当性を考えるには、1.2、1.3 で述べたこと、本委員会でのこれまでの議論、そして紅南小学校、浜益小学校での取り組みを総合的に評価することが重要である。

教育情報化の柱となるのは、フューチャースクール型学習環境をミニマムな形で各学校に実現するというビジョンである。紅南小学校を含め、フューチャースクール事業の実証校の取り組みで明らかになったことは、1人1台のタブレットPCが配備されたことによって、児童生徒が日常的な学習ツールとしてタブレットPCが位置付いたことである。このことを歴史的にみると、パソコン室のように集中配備をすることではハードルが高かった日常的な活用が、モバイルのしやすい端末に変えたことで可能になったということである。また、モバイルが可能になったことで、学習者同士の情報共有が進んだという報告もある。これを活かせば、フレキシブルに学習集団を形成できることになる。その点を踏まえ実現性を考えると、今後の情報端末リプレイスをモバイルが可能な端末で行っていくことが重要ということになる。また、無線LANとつながっていることで活用場面は格段に広がる。これがフューチャースクール型学習環境のミニマム版と言えるものである。

ここに示す事例は紅南小学校の取り組みである。子どもたちが持っている教科書と同じものがデジタル化された、いわゆるデジタル教科書を使い、授業を行ったものである。写真1の場面は、子どもたちに手元にある教科書を眺めさせながら、教員からの発問に対する答えや資料に関する何かしらの気づきを持たせる。その上で同じ資料を電子黒板上に提示し、子どもたちが自ら書き込みながら、説明をするというものである。



写真1 学習者が電子黒板に書き込みをしながら説明する様子

この活用事例は、東日本のフューチャースクール実証校の中でも多く取り入れられた方法であり、資料をデジタル化し提示する、もしくは実物投影機を使って教科書や資料を大きく提示するという方法がある。この活用が多く見られる理由は、非常に簡単に行うことができる上に、これまでの教科書だけより格段に子どもたちの視線を集中させることができるからである。

こうした利点は、特別支援教育にも有用である。「拡大する」「書き込む」など、視覚に訴えやすい機能によって、これまでであれば説明だけで時間を費やす必要にあった内容であっても、効率的に行えるようになる。

実物投影機と電子黒板は、フューチャースクール事業が始まる以前からその組み合わせの妙について言われてきた。今回の新学習指導要領においても、ICT活用のポイントとして「教科書の設問や図表、操作手順やグラフを拡大提示すること」で興味関心を高めたり、課題を明確につかませたりといった点が示されている。こうした教授行為の実現に、実物投影機と電子黒板やプロジェクターなどの提示装置のセットは大きく貢献する。今回、電子黒板との組み合わせを今後必要な取組みに盛り込んだのは、その拡張性である。電子黒

板はその特長として「書き込み機能」と「画面保存機能」があげられる。書き込み機能に関しては、それによって学習者の知識理解が高まったという研究結果もでており、情報を提示する以上の効果が電子黒板にはある。画面保存機能は、(書き込みも含めた)前時の学習場面を提示することで連続性を保ち、シームレスな学習を実現する。

また、無線 LAN を学校内に敷設することで、学習環境は空間的な制約からも解放される。

この事例は、カメラ機能を使って観察記録をとるという活用である。写真 2 は学校園で育てている植物の生長の様子を学習者用デジタル端末のカメラ機能で撮影している様子である。無線 LAN が使用できる環境にあれば、ここで撮影した写真をグループウェアなどを通して共有することができる。この後、撮影した写真をもとに教室でワークシートにまとめていくという学習活動が展開されていたが、簡単なメモ等の記録であればその場での記録が可能であり、学習の連続性を高めることができる。

そのほか、例えば学習者用デジタル端末を通してクラスで発表を行ったり、校外の他者と交流を行ったという形が考えられる。

これまでであればクラス対クラスというようなやり方が一般的であったが、自由に持ち運べる学習者用デジタル端末があることで、1人対1人のテレビ会議交流が可能になる。これは少人数のグループごとにテレビ会議で交流をする様子である(写真3)。この学習者用デジタル端末を使ったテレビ会議による交流は非常に大きな意義がある。というのは、教室内に限らず、ネットワークに接続することができればどこでもテレビ会議が可能になるということで、学習のフィールドが一気に広がるのである。

電子黒板機能の有用性はデータからも明らかである。例えば、デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究によれば、電子黒板上のマーカーやペンを使うことで、それを使わない場合よりも教授意図の伝達率が上がることが示されている(黒上、2010)。また、学習者が発表活動を行う際、書き込み機能がある大型モニター、いわゆる電子黒板を使った場合と、その機能がない通常的大型モニターを使った場合とでは、発表者



写真 2 植物の写真を撮影している様子



写真 3 学習者用デジタル端末を通してテレビ会議をする様子

にとっての発表のしやすさや、聞く側にとってのわかりやすさもともに有意に向上するという研究成果もある(中橋、2010)。その他、体育での実技指導における正確性や外国語活動などに関する効率性などの点から電子黒板の有用性が示されており、教育情報化を推進するうえで最も重要な柱となる。

児童生徒1人1台のPCについては、紅南小学校のように全児童に1人1台のPCが配備されるというのが最上であることは間違いないのだが、紅南小学校、浜益小学校、また本委員会での議論を踏まえると、1学年分の台数が1つの基準となる。それは機会の平等化をはかると同時に、学習活動がクラス単位で行われるという実情を踏まえると、バックアップ用としての位置づけも可能であるからである。

2.2 校務支援とソフト環境について

これまでの課題として、ハード面の整備に重点が置かれたことでその他の整備が不十分になってしまったことがある。その中で校務支援環境とソフトウェアやコンテンツの整備が喫緊の問題としてある。

教育の情報化には、教員の ICT 活用指導力の育成が不可欠である。これまで研修等、様々な形で対応策を講じてきているが、現状では大きな成果をあげるには至っていない。それには教員の多忙化なども大きな要因の一つではあるが、それ以上に「ICT 活用自体が教員の多忙化を助長する」というパラドックスがある。ICT が教育現場で活用される 1 つの理由は、効率化の視点がある。しかし、ICT 活用指導力の育成は一朝一夕で成果がでるものではなく地道に積み上げていく必要があり、その点が多忙を極める教員にとって、むしろこれまで教員自身が積み重ねてきた「自身の効率的な授業運営」が、慣れない ICT によって、非効率なものとなるのではないかというパラドックスである。

ここに校務支援環境の整備を行うことの重要性がある。紅南小学校では、フューチャースクール環境の整備にあたって、校務支援環境整備を同時に行った。その結果、ICT によって校務の負担を大きく軽減され、結果として授業や教材研究などにも ICT が活発に活用されるという変化があった。

今回の紅南小のこの成果をこれまでの ICT 普及の歴史と照らし合わせてみると、将来的には様々な利点が考えられる ICT でも、現状、教員が抱える多忙感が解消されない限り、十分な活用につながらないことを示している。校務軽減につながる環境整備とセットで考えていく必要があるという点を明らかにしたという点で今回の事例は大きな意味を持ち、教育情報化の推進にあたっては、その点を加えていかなければならない。

ソフトウェアやコンテンツの充実も重要である。具体的なコンテンツ名をここで提示することは難しいが、教科教育の充実のためのコンテンツや、フューチャースクール環境にある模造紙機能のような個人やグループでの思考のツールとなるソフトウェアなど、ICT ならではの学習ツールの充実をはかりたい。

コンテンツの充実に関しては、石狩市の一部の学校では、千歳科学技術大学が制作する

e ラーニングシステムに参加し、活用実績をあげている。現職教員との協働で開発されたコンテンツは質・量ともに完成度が高く、授業や家庭学習、自学自習など幅広いニーズに対応できるものとなっている。身近なところにあるこうしたコンテンツを活用できるよう、組織的な提携等を検討する必要がある。

加えて言えばNHK for Schoolのようなフリーで良質なコンテンツがセキュリティの問題から使えないという事例が多く自治体で見られる。このようなことにならないように注意が必要である。

2.3 石狩市が現有する環境から考える今後の設備充実について

現在、石狩市管内の学校では25年度末に実物投影機に配備が完了する。実物投影機は大きく映し出すことでその効果を発揮するものであり、大型モニターやプロジェクターとセットで整備する必要がある。石狩市はスクールニューディールなどによって大型モニターが配備されており、これらをベースに今後の充実を図っていくことになる。電子黒板機能がセットになった大型モニターを導入していくことも考えられるが、現有する大型モニターを活用するために、アタッチメントで電子黒板機能を付加するという形で電子黒板化する方法が考えられる。導入時のコストが安価で済み、またアタッチメント自体は取り外しも可能であることから、モバイルすることも可能となる。ただし、この方法に問題がないわけではない。現有する大型モニターは42型であり、教室サイズから考えた場合、十分な大きさであるとは言いがたく、活用の方法が限られる可能性がある点である。この点については、普及の面からも検討すべき課題と言える。

3 これらの整備が意味するところ

今回の環境整備は、将来性も含めて次の4点について充実を図るものである。

1. 協働教育、協働学習
2. 僻地教育、複式教育
3. 補充的学習、家庭学習
4. 生涯学習・地域活性化、防災拠点化

協働教育という点に関して、フューチャースクールの成果から、目指す環境整備の中で日常的な他者との関わりが増えていくことが示されている。例えばタブレットPCで自分の考えをまとめたり、問題の解法を考えたり、またそのプロセスを共有するという学習活動の中で、「他者がノートにまとめていることやパソコン上で作業をみながら行う」ということに対する日常性が増しているという。これは他者のノートを盗み見るというわけではなく、自分の考えと比較をしたり、わからないことを尋ねたり、自分の気づきを他者に提供したりと、情報のやりとりが積極的に、かつ大げさにならない形で行われ、相互作用的な

学習が日常的に進められるということである。さらに言えば、こうした環境があれば教員の意図的な授業デザインに組み込むことも可能になるわけであり、濃淡様々な形で協働教育、協働学習が充実していく。

2 つめに僻地教育、複式教育についてである。人間関係が固定化されやすく、発表活動やグループ活動の活性化の難しい僻地・小規模校においては、ICT が表現活動の多様性を高めていくことにつながる。浜益小学校では、協働学習支援ソフトを通して校内のみならず校外の他者との交流を進め、発表などの学習活動を活発化させた。また ICT を使った自学自習環境を充実させていけば、複式学級での教員負担も軽減される。

3 つめは補充的学習、家庭学習についてであるが、1 人 1 台の環境が整えば習熟度に合わせた個別指導、自学自習、そしてそれを家庭でも行うという展望も開けてくる。実際、フューチャースクール実践校では、タブレット PC を自宅に持ち帰り、家庭での学習を充実させる実践を進めている学校もある。これには学習履歴を活用することや教材がセットとならなければならないということもあるが、少なくとも充実した ICT 環境がなければできないことであり、今回の整備が将来的に学力保障に大きく寄与するものになろう。

最後に生涯学習・地域活性化、防災拠点化の視点である。学校設備の充実は単に学齢期にある子どもたちのためだけではなく、地域住民の学びの場となりうる。学校を核とした ICT 拠点をすることで、地域の ICT 講座や高齢者への ICT 普及の取り組みと連動させたりといった学校と地域の有機的なつながりを創出することにも広がる。

また、教育行政とは直接関わりのないことではあるが、東日本大震災を契機に、学校施設が防災施設・避難施設としての役割を担っていることが改めて認識された。その際、通信網なども含め学校が持つ ICT 機器は社会インフラとして非常に重要な意味を持つ。さらに言えば、学校と地域の日常的なつながりは有事の際の人的ネットワークとなる。ICT は日常的なつながりを生む一つのツール・コンテンツにもなり、有事の際に重要となるマンパワーを下支えする存在にもなるのである。

最後に、こうした環境の根幹となる教員という存在そのものについて述べておく。「コンピュータはソフトがなければただの箱」などと言われるが、それ以上に重要なことはユーザとなる教員である(もちろん学習者もユーザではあるが、学習環境の一部として比重が重いのは教員であり、ここでは学習者については言及しない)。整備された環境を最終的に授業というインターフェースに融合させるのは教員だからである。

「協働教育、協働学習」「僻地教育、複式教育」「補充的学習、家庭学習」「生涯学習・地域活性化、防災拠点化」という 4 点は環境整備によって充実が展望できるものであるが、こうした視点と環境整備が教員の授業力を向上させていくことにもつながる。すなわち、環境整備によってどのような学習が可能になるのか(逆に言えばこれまで何ができなかったか)を意識したり、これらの環境を使って「協働教育」や「複式教育」を充実させていく同僚と切磋琢磨したりといったことが望めるのである。逆に十分な環境が整っていなければ、具体的な授業イメージとの整合をとることもできず、自己の授業観との擦り合わせも

できない。結果として授業力の向上は遠回りになるのである。先述の「設備先行の難しさ」と矛盾をするようではあるが、人材育成と環境整備は同時並行的に進めなければならない。これまでは環境整備に力点がおかれ人材育成の視点が不十分だったため、十分な成果が残せなかった。その点、紅南小学校・浜益小学校の先導的な知見や経験は、今後の段階的な環境整備・人材育成の大きな意味を持つ。特に授業力向上はめざましいものがあった。導入当初、多くの学校がそうであるように、両校に所属する教員の多くが ICT については不慣れであることを自覚していた。しかし、2 年程度の活用の中で機器の使い方を覚えるだけでなく、教科の特性や児童の実態などに合わせて使用機器を選択し、さらには既存環境との組み合わせを考えて授業で活用するなどの変化が見られた。こうした変化を期待することに対し、設備の充実を絶対条件とすることは難しいが、常によりよい教育環境を望む教師にとって、設備が整うことは新しい授業へ可能性が開けることであり、それは結果として授業力を向上させることにつながるのである。だからこそ、環境整備と人材育成は同時に行わなければならないのである。

4 まとめにかえて ～ 学校支援体制について ～

4.1 CIO と ICT 支援員

現在、紅南小学校には ICT 支援員が常駐している。しかし、この支援員はフューチャー・スクール事業での雇用であり、石狩市の ICT 支援員という立場で石狩市の教育の情報化に携わる人材はいない。また、石狩市として教育 CIO 制度もまだ未整備である。

文部科学省は「学校の ICT 化のサポート体制の在り方に関する検討会」を設置し、2008 年に報告書を公表した。その中で、学校の ICT 環境整備の遅れや教員の ICT 活用指導力の不足などの様々な課題に対応し、教育の情報化を組織的かつ計画的に進めるために「教育 CIO、学校 CIO、ICT 支援員によるサポート体制の整備」を提案している。

現状で CIO や ICT 支援員をおいている自治体・学校は多くない。しかし、本検討委員会の議論でも ICT 支援員の重要性についての言及は多く、教育の情報化には必要不可欠な存在と言って過言ではない。

「ICT の導入によって、余計な仕事が増えて逆に効率が悪くなる」というイメージを教員が持ってしまうという課題に対し、校務支援設備の整備がその解決に役立つことは先述したが、それだけで「教育の情報化」は進んでいくわけではない。むしろそれ以降のサポートが重要になる。というのは、「校務で ICT を活用する」ことよりも「授業で ICT を活用する」ことの方がハードルが高いからである。校務は一定のフォーマットに従って行う業務が多く、ICT による効率化という視点との親和性が高い。しかし、教育活動は教員個々の教材観や経験による部分が多く、自身の授業と ICT との接点を見いだせない教員も少なからず存在するのも事実だからである。だからこそ、ICT 支援員やそれを支える教育 CIO や学校 CIO による支援が重要になるのである。事実、紅南小学校で ICT 活用が活発化していったのは、ICT による校務の効率化が図られ、十分に教材研究を行う時間的余裕

がでてきたとき、ICT 支援員とともに ICT を授業に取り入れるという動きが見られるようになったのである。これまでの歴史に学び、人的資源の充実に注力していくべきである

ただし、教育 CIO については、その立場に関して厳密な位置づけがあるわけではない。現時点で教育 CIO の役割として期待されることがなされてないわけではなく、制度として未整備という状況にすぎない。今後の動きを注視しつつ、現場の教員、ICT 支援員を支える組織・人材として教育 CIO 的役割を教育委員会や指導主事等が果たしていくことが重要である。

4.2 継続的支援

ここまで方法を様々だが「継続的に支援する」ことの重要性については、折に触れて述べてきた。ここでは継続性という思想とは別に「継続性を維持する」ために、教育の情報化をどのようにすすめていくのかについて述べておきたい。

ICT 機器は導入するだけで完結するものではなく、定期的な更新が必要になることは言うまでもない。ここに継続的な支援が必要になるのだが、「教育の情報化」という時代的要請に1度に応えようとすると、その規模が大きくなりすぎ、継続的なサポートが難しくなる危険性がある。そこで、現時点ですでに配備されている ICT 機器のリプレイスに合わせて、教育の情報化をすすめていくことを提案する。

ICT 機器が全く導入されていない学校があるとは考えにくく、そのリプレイスは順次行っていく必要がある。それに合わせて設備を充実させていくことで、コスト面での局所的増大を避けることが可能である。また段階的に整備を進めていくことで、CIO や ICT 支援員が必要となる範囲も計画開始当初は小さい範囲で済み、その間に制度を整えていくという時間的余裕も生まれる。

設備整備や人材配置など、一斉のスタートである方が効率がいいという見方もあるが、これまでの同様の事例を踏まえて考えると、段階的な整備である方が実際に ICT を活用する教育現場での広がりが期待できる。ただし、そのためには ICT 重点校のような形での組織的な体制(先述した校務支援体制なども含め)を整え、サポートが入る形にしなければ、教員の善意に頼ることになり、結局十全な活用は望めない。逆にそうした体制を整えることは継続的な支援と同義であり、それを前提にした数カ年にわたって漸次整備するという形でなければ本質的な環境整備とはならないだろう。

ICT 支援員の育成・増員についても同様で、理想を言えば学校に常駐できる形がよいが、現実的には難しい。まずは複数校を巡回するような形で ICT 支援員を配置し、複数年に渡って物理的な環境を整えていく流れの中で ICT 支援員の育成・増員を図っていく。その際、支援員が行う支援も、環境整備等を重点化する学校に対し特に行わなければならない。そうでなければ物理的な整備が先行することになり、学校に根付かせるための支援(ICT 支援員の巡回など)が十分に行き届かないという結果になりかねない。

また、管理の問題についても同様である。例えば、大型モニタータイプの電子黒板を設

置する際、移動ができるキャスタータイプでの設置をする場合と教室の壁面や天吊りのようなタイプで設置する場合などが考えられる。一般的には移動が可能である方が使い勝手は良いように考えられるが、安全上の問題を考えた場合、固定されていた方がよいこともあり得る。検討委員会での議論においても、学校のおかれている現状(例えば、情報教育に関わる経験度合いや、児童生徒の実態など)によって意見がわかれた。これはつまり一律的な導入の難しさを示すと同時に、状況に応じて環境の再設計やそれに関わる支援が必要であることを示している。物理的支援の点でも述べたことではあるが、物理的環境整備は機器の導入で完了するものではなく、学校の実態に合わせてある程度のカスタマイズが必要になる。環境構築に関しては、ある程度の統一的なものであることの重要性は言うまでもないが、逆にその統一性が学校の実態と合わないということになれば、積極的な活用を目指す姿勢、そしてそれを継続させていく体制を阻害するものになりかねない。それを人的に支えることの重要性とともに、環境整備の柔軟さをどこに担保するのかについても一考の余地がある。

本検討委員会では、行政的立場からではなく、直に子どもたちと接する教育現場の立場から石狩市における教育の情報化について議論を重ねてきた。重要な点は上述の通りであるが、重ねて述べるとすれば、環境は使われて初めて意味を持つということである。「コンピュータはソフトがなければただの箱」といった言われ方と同じで、いくら物質的充実をはかっても使われるための環境整備を視野に入れない限り、教育の情報化は絵に描いた餅になる。これからの社会を生きる子どもたちにとって必要不可欠な教育の情報化を理想で終わらせないための意思をこの提言書に込めたい。

石狩市教育情報化の推進に向けて

平成 25 年 3 月

石狩市教育委員会

1 教育情報化推進の検討の背景

石狩市においては、平成 22 年度に総務省が行うフューチャースクール推進事業の実証校として紅南小学校が、また、市独自の環境整備校として浜益小学校において、教育情報化の環境整備を行った。また、文部科学省では、平成 23 年に「教育の情報化ビジョン」を公表し、その中で 21 世紀を生きる子どもたちに求められる力として、情報活用能力を育むことの重要性を示し、教育の情報化をさらに推進することとしている。こうした背景の中、市教委では、文部科学省の示すビジョンと紅南小学校及び浜益小学校における取り組みの検証を踏まえ、石狩市の学校の教育情報化の方向性を打ち出すことが望ましと判断し、フューチャースクール推進事業に関係する学識経験者や事業者、その他教育関係者などを構成員とする「石狩市教育情報化推進検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を立ち上げ、教育情報化の方向性について検討を行うこととした。

2 これまでの整備内容

市がこれまで実施してきた教育情報化の整備内容を要約すると以下の通りである。

【コンピュータ教室の整備状況】（平成 23 年度まで）

- ・各校 1 クラス規模を基準としてパソコン（デスクトップ型）をコンピュータ教室に整備

【スクールニューディール構想】（平成 21 年度）

文部科学省の事業で、各校に 1 台の電子黒板と普通教室にデジタルテレビを整備

- ・各教員に校務用パソコンを貸与
- ・校内 LAN 整備（有線）

【フューチャースクール推進事業】（平成 22 年度～24 年度）

学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するため総務省が行った事業で、児童 1 人に 1 台のタブレットパソコンを配備し、全ての普通教室に電子黒板を配備。紅南小学校が実証校となる。

※浜益小学校も市の単独事業でフューチャースクールに準じる環境を整備した。

【実物投影機（書画カメラ）の整備】（平成 23 年度～）

わかり易い授業の展開により、子どもの学習意欲の向上を図るため、実物投影機（書画カメラ）を3カ年計画で全ての普通教室に配備するとともに、機器の活用方法について研修を実施。

3 フューチャースクール等における取組とその有効性

紅南小学校では、フューチャースクール推進事業により整備されたＩＣＴ機器を活用した結果、以下の有効性が確認された。

- ① 1人1台のタブレットパソコンの配備により、モバイルが可能となり、従来のデスクトップ型に比べ、パソコンが手軽に使用できることから日常的な学習用ツールとして定着している。
- ② 無線ＬＡＮの構築により、場所的制限が解消され、活用の場面が格段に広がった。
- ③ 電子黒板の「拡大する」「書き込む」機能など、視覚に訴えやすい機能により、子どもの視線を集中させ、授業への興味関心を持たせることが容易に出来る。
- ④ 実物投影機は、教科書や資料を簡単に拡大して見せることができ、操作も易しく多くの教員にとって活用し易い。

また、浜益小学校においては、国際理解教育の一環として、ＩＣＴ機器を活用して、カナダの学校とテレビ会議による交流を行うなど、ＩＣＴ機器は、さまざまな教育の機会を提供する可能性が広がり、地域による教育環境の格差をなくすためのひとつの方策として効果が期待される。

4 検討委員会における提言

検討委員会は、平成23年10月から平成24年12月までの期間に6回の会議を開催し、石狩市の教育情報化の方向性について検討を行ってきた。

そして、検討委員会は、紅南小学校や浜益小学校での取組についての総合的な評価などを通して、教育情報化において整備すべき環境について以下の提言を行った。その内容は、「フューチャースクール型学習環境のミニマム版」がモデルとなっている。

● 検討委員会において、整備されるべき環境とされたもの

- ・ 児童生徒 1 人 1 台の P C
- ・ 学校内無線 L A N
- ・ 全教室に 1 台の実物投影機
- ・ 普通教室に電子黒板
- ・ 校務支援やデジタル教材
- ・ I C T 支援員

フューチャースクール型
学習環境のミニマム版を
モデルとして環境を整備

5 教育情報化の推進の方向性

検討委員会の提言を踏まえ、基本的な考え方と進めるべき方向性について示すとともに、計画的な整備に努める。

(1) I C T 環境の整備

① 教育用コンピュータの整備

- 児童生徒 1 人 1 台の P C
 - ・ 1 クラス規模の台数を整備
 - ・ ノート型 P C の整備・・・モバイル性の確保
- 校内無線 L A N の構築
 - ・ P C のモバイル性をさらに推進

② その他周辺機器の整備

- 実物投影機の整備
 - ・ 全小中学校の全普通教室に配置
- 電子黒板の整備
 - ・ 現在普通教室に整備されているデジタルテレビにユニットを取りつけ、電子黒板機能を追加

③ デジタル教材の整備

- 学習用教材の整備
 - ・ P C 教室の更新に合わせて学習用ソフトを整備し、より効果的な授業を展開

(2) 教員のICT活用指導力の向上

①教職員研修の実施

②支援体制の構築

●ICT支援員の配置

- ・ICT機器の操作、メンテナンス、デジタル教材の活用の助言等、ICT機器の授業における効果的な活用方法を支援

(3) 校務の情報化推進

●校務支援システムの導入

- ・校務事務の省力化

●校務用PCの更新

- ・各教員に貸与されているPCの更新

(4) 今後取り組むべき視点

①僻地、複式教育

地域特性に応じた環境整備

②補充的学習、家庭学習

学習習慣の定着（PCの持ち帰り学習）・・・学力向上に寄与

③生涯学習

学校を核としたICT拠点を設けることで、地域住民の学びの場として、学校と地域との有機的なつながりを創出

④防災施設・避難施設機能

通信網を備えたICT機器環境を整えた学校は、社会インフラとして防災や有事における役割を担う

⑤人的支援体制

ICT支援員の育成及び増員

⑥継続的な検討

ICT環境の現状や今後の整備について、時代に対応した教育環境を創出するため、継続的検討する機会の設定

参考資料

学校ICT整備の状況

項目	H23	H24	H25	H26	H27
校務用PC貸与(H21～H23)	職員1人に1台貸与可能に				
実物投影機の整備(H23～H25)	全普通教室に配備				
コンピュータ教室の更新(PCモバイル化、校内無線LAN) (校内無線LAN構築はH25～)	石狩中	花川小 南線小 花川南小 双葉小 中	樽川中 厚田中 浜益中 聚富小	八幡小 厚田小 花川南中	更新時期を踏まえ計画的に整備
ICT支援員配置(H25～)					
電子黒板の整備(H26～)					
デジタル教材の整備(H26～)					

※H26以降の内容については、決定ではありません。

< 報告事項 2 >

平成24年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査票を活用した 石狩市における調査結果の状況

調査の概要

○ 調査の目的

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、本市の子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。また、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てます。

平成24年度においては、全国・全道において抽出調査を実施し、石狩市においても、抽出校以外を含めた全小中学校において同様の調査を実施したところです。

○ 調査の対象学年

小学校第5学年及び中学校第2学年

○ 調査の内容

① 児童・生徒に対する調査

ア 実技に関する調査（以下「実技調査」という。）測定方法等は新体力テストの方法による。

〔小学校8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

〔中学校8種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査 運動習慣、生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）

② 学校に対する質問紙調査 子どもの体力向上に係る地域・家庭等との連携及び特別活動等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）

○ 調査の方式

北海道については、道教育委員会が調査対象として抽出した学校において行った（抽出調査）。石狩市については、

- ・市内小中学校のうち、上記抽出調査対象となった学校については、その調査による。
- ・上記以外の学校については、抽出調査と同様の方法により、市が独自に調査を行った。
- ・調査結果の数値等は、上記両者を合算して算出している。

○ 調査期間

平成24年4月から12月末までの期間で実施（抽出調査については、4月～7月末）

○ 参加状況

	小 学 校		中 学 校	
	学校数(抽出率%)	児童数	学校数(抽出率%)	生徒数
全 国	4, 237校(18.8%)	205, 595人	2, 176校(18.4%)	214, 075人
北海道	152校(12.6%)	6, 029人	83校(12.1%)	6, 200人
石狩市	13校(100%)	578人	8校(100%)	558人

※数値は、抽出分と市独自調査分を合算した数値を記載した。（したがって、全校で調査したため、抽出率100%と表記している。）また、参加児童数、生徒数はもっとも参加数の多かった種目の参加人数を記載した。

○ 用語解説と説明

体 力 テ ス ト 種 目		単 位	体 力 要 素	測 定
①	握力	kg	筋力	左右握力の平均値
②	上体起こし	回	筋パワー・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数
③	長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離
④	反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数
⑤-1	持久走(中学校選択)	秒	全身持久力・長距離走能力	男子1500m、女子1000mの走行時間
⑤-2	20mシャトルラン(小学校、中学校は選択)	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数
⑥	50m走	秒	疾走能力	50mの疾走時間
⑦	立ち幅とび	cm	筋パワー・跳躍能力	両脚で前方へ跳躍した直線距離
⑧	ソフトボール投げ(小学校)	m	巧緻性・投球能力	ソフトボールを遠投した距離
	ハンドボール投げ(中学校)			ハンドボール2号球を遠投した距離
体 力 合 計		点	8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	

※「T得点」とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する。

平均値50点、標準偏差10点の標準得点

「T得点＝偏差／標準偏差、偏差＝調査結果－平均値」

＜標準体重と肥満度判定＞「児童・生徒の健康診断マニュアル(改訂版)」より
平成18年3月31日発行 財団法人日本学校保健会

標準体重＝ a × 身長(cm) - b

肥満度(%)＝〔自分の体重(kg)－標準体重(kg)〕÷ 標準体重(kg) × 100

標準体重を求める係数

年齢	男子		女子	
	a	b	a	b
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264

標準判定

肥満度	判 定	区分
50%以上	高度肥満	肥満
30～49.9%	中等度肥満	
20～29.9%	軽度肥満	
-19.9～19.9%	正 常	正常
-29.9～-20%	や せ	痩身
-30%以下	高度やせ	

体格と肥満度に関する調査の結果

【平成24年度 小学校】

- ・体格は、男子も女子も、身長、体重、座高とも昨年度を上回った。
また、男女とも、身長、体重、座高のいずれも全国平均を上回った。
- ・肥満傾向児・痩身傾向児の出現率については、男女とも、「肥満」の割合が昨年度を下回り、「正常」の割合が増えている。
- ・女子については、「痩身」の割合が増えている。

※下線は、平成23年度を上回った数値。網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

○ 小学校男子

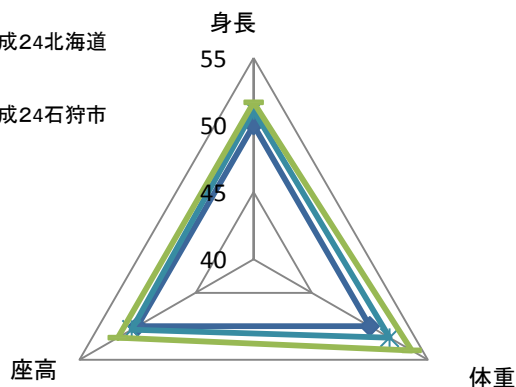
		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H24	<u>139.75</u>	<u>36.55</u>	<u>75.36</u>	<u>11.9</u>	<u>85.6</u>	<u>2.5</u>
	H23	139.41	35.60	75.09	15.8	80.2	4.0
	H22	139.80	36.00	75.60	14.8	84.8	0.4
北海道	H24	<u>139.38</u>	<u>35.18</u>	<u>74.98</u>	<u>13.6</u>	<u>83.8</u>	<u>2.5</u>
	H23	140.07	36.16	74.89	16.3	80.7	2.9
	H22	139.50	35.22	75.15	13.4	84.4	2.2
全 国	H24	<u>138.74</u>	<u>33.99</u>	<u>74.80</u>	<u>10.2</u>	<u>87.4</u>	<u>2.5</u>
	H22	138.76	34.07	74.87	10.2	87.5	2.3

○ 小学校女子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H24	<u>142.05</u>	<u>36.63</u>	<u>76.71</u>	<u>8.8</u>	<u>86.1</u>	<u>5.1</u>
	H23	141.59	35.77	76.56	14.0	82.9	3.1
	H22	141.50	35.90	76.70	10.4	87.7	1.9
北海道	H24	<u>140.55</u>	<u>34.59</u>	<u>75.84</u>	<u>9.8</u>	<u>87.2</u>	<u>3.0</u>
	H23	141.69	35.61	76.04	10.9	86.1	3.0
	H22	140.74	34.86	76.02	10.1	87.0	3.0
全 国	H24	<u>140.06</u>	<u>34.02</u>	<u>75.78</u>	<u>8.1</u>	<u>89.4</u>	<u>2.5</u>
	H22	140.17	34.13	75.87	8.0	89.5	2.5

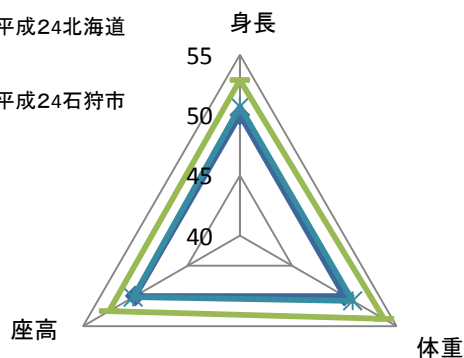
体格調査T得点(男子)

—●— 平成24全 国
—※— 平成24北海道
—■— 平成24石狩市



体格調査T得点(女子)

—●— 平成24全 国
—※— 平成24北海道
—■— 平成24石狩市



実技調査の結果

【平成24年度 小学校】

- ・男子も女子も体力合計点の平均は、昨年度を上回った。
- ・特に男子では、8種目の内、6項目で昨年度を上回り、5種目で全国を上回っている。
- ・女子については、4種目で昨年度を上回り、3種目で全国を上回っている。
- ・女子の「立ち幅とび」については、過去の記録の比でも大きく下回った。
- ・体力合計得点は、男女とも、全国平均に近づいた。

※下線は、平成23年度を上回った数値。網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

※T得点は、全国平均を50とした偏差値。

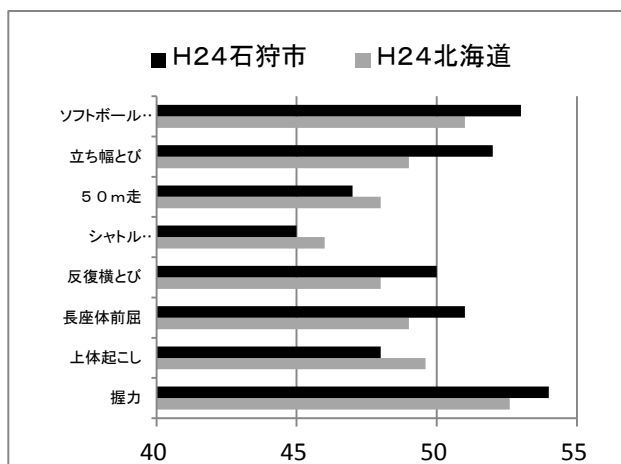
○ 小学校男子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H24	<u>18.14</u>	<u>18.28</u>	<u>33.37</u>	<u>41.78</u>	<u>41.16</u>	<u>9.64</u>	<u>155.33</u>	<u>26.49</u>	<u>53.23</u>
	H23	17.06	18.72	33.58	38.96	38.31	9.65	154.45	24.09	52.19
	H22	17.00	18.10	32.20	37.70	42.80	9.60	155.50	27.00	52.20
北海道	H24	<u>17.66</u>	<u>19.19</u>	<u>31.99</u>	<u>39.83</u>	<u>43.54</u>	<u>9.59</u>	<u>151.18</u>	<u>24.19</u>	<u>52.55</u>
	H23	18.11	18.98	32.76	40.04	42.89	9.59	150.67	25.05	53.15
	H22	17.59	18.73	33.11	39.46	44.19	9.61	151.78	25.03	52.95
全 国	H24	<u>16.70</u>	<u>19.44</u>	<u>32.60</u>	<u>41.58</u>	<u>51.58</u>	<u>9.37</u>	<u>152.31</u>	<u>23.80</u>	<u>54.07</u>
	H22	16.91	19.28	32.56	41.47	51.29	9.38	153.44	25.26	54.36
石狩市 T得点	H24	<u>53.9</u>	<u>48.0</u>	<u>51.0</u>	<u>50.3</u>	<u>45.0</u>	<u>47.0</u>	<u>51.5</u>	<u>53.3</u>	<u>49.1</u>
	H22	50.2	47.9	49.5	45.0	45.9	47.5	51.0	52.1	47.5

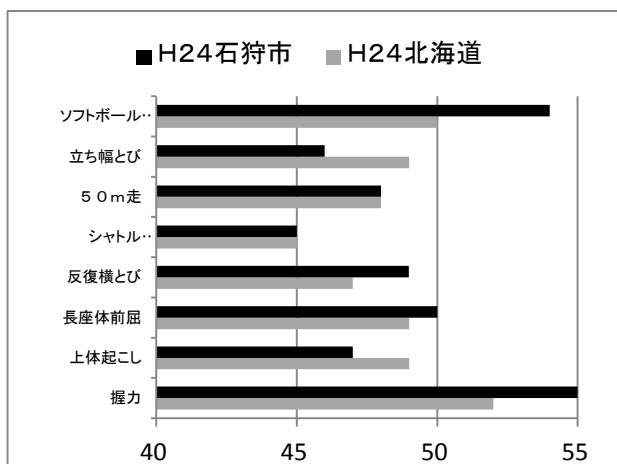
○ 小学校女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H24	<u>17.89</u>	<u>16.53</u>	<u>36.93</u>	<u>38.16</u>	<u>31.34</u>	<u>9.77</u>	<u>137.22</u>	<u>16.30</u>	<u>54.17</u>
	H23	17.38	16.73	37.56	35.79	27.99	9.77	145.00	14.61	52.48
	H22	16.90	15.70	35.40	35.60	27.80	9.90	144.20	15.30	51.50
北海道	H24	<u>17.14</u>	<u>17.26</u>	<u>36.10</u>	<u>37.06</u>	<u>32.35</u>	<u>9.82</u>	<u>142.87</u>	<u>14.24</u>	<u>52.95</u>
	H23	17.35	16.45	36.16	37.03	32.39	9.86	142.00	14.92	52.93
	H22	17.04	16.88	37.19	36.76	32.90	9.83	142.92	14.32	52.99
全 国	H24	<u>16.23</u>	<u>17.92</u>	<u>36.68</u>	<u>39.23</u>	<u>39.89</u>	<u>9.64</u>	<u>144.84</u>	<u>14.25</u>	<u>54.85</u>
	H22	16.37	17.74	36.74	39.17	39.65	9.65	145.20	14.58	54.89
石狩市 T得点	H24	<u>54.7</u>	<u>47.3</u>	<u>50.3</u>	<u>48.5</u>	<u>44.8</u>	<u>48.4</u>	<u>46.1</u>	<u>54.2</u>	<u>49.2</u>
	H22	51.4	46.0	48.3	44.8	42.8	46.9	49.5	51.4	46.0

体力T得点(男子)



体力T得点(女子)



児童生徒質問紙調査の結果

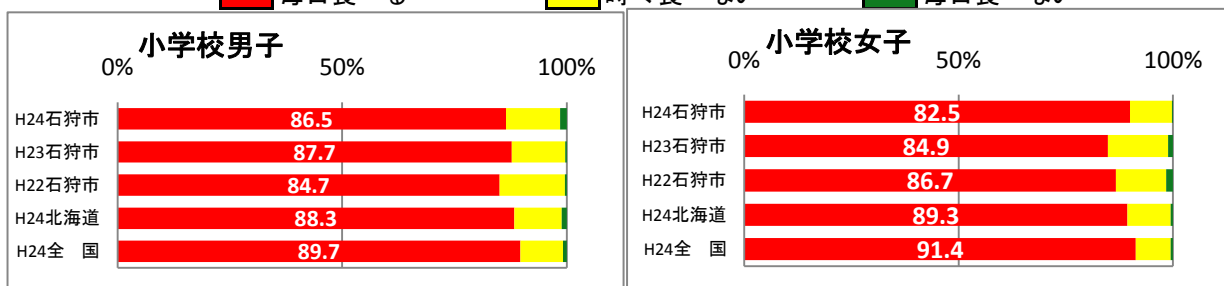
【平成24年度 小学校】

○ 生活習慣の状況

- ・朝食の摂取状況は、「毎日食べる」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では1. 2ポイント、女子では2. 4ポイント下回っている。
- ・1日の睡眠時間は、「8時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では2. 4ポイント下回っており、女子では9. 7ポイント上回っている。
- ・1日のテレビ等の視聴時間は、「3時間以上」と回答した割合は、昨年度に比べ、男子では11. 7ポイント上回っており、女子では11. 5ポイント下回っている。
- ・男女とも朝食を「毎日食べる」集団は、それ以外の集団に比べて、体力合計点が高い傾向を示している。

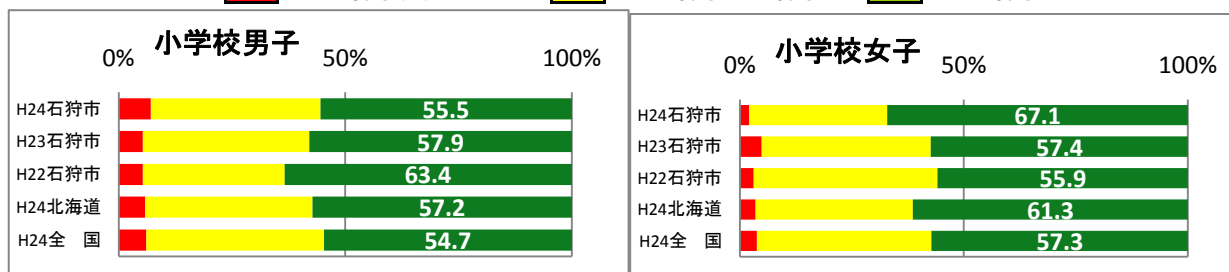
【朝食の摂取状況】 朝食は食べますか。

■ 毎日食べる ■ 時々食べない ■ 毎日食べない



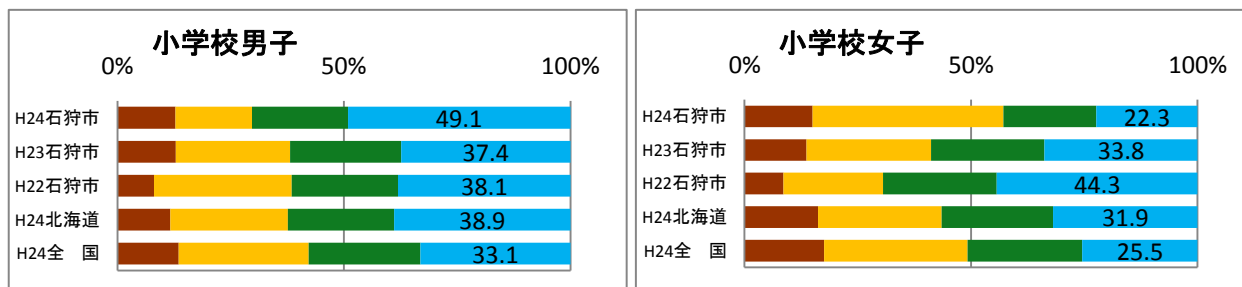
【睡眠時間】 1日の睡眠時間

■ 1. 6時間未満 ■ 2. 6時間～8時間 ■ 3. 8時間以上

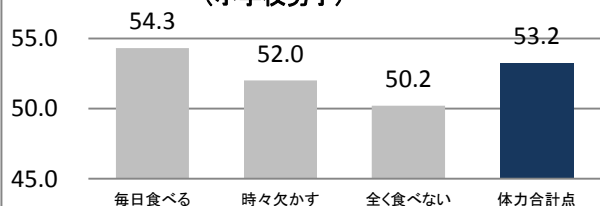


【テレビ等の視聴時間】 1日にどのくらいテレビを見ますか。(テレビゲームを含む)

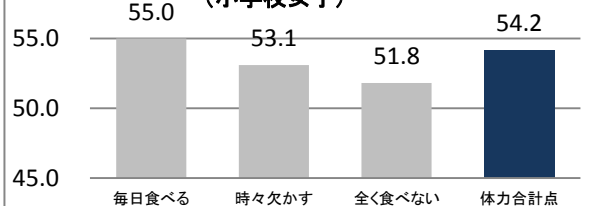
■ 1. 1時間未満 ■ 2. 1時間～2時間 ■ 3. 2時間～3時間 ■ 4. 3時間以上



朝食の摂取状況と体力合計点との関連
(小学校男子)



朝食の摂取状況と体力合計点との関連
(小学校女子)



○ 運動習慣の状況

【平成24年度 小学校】

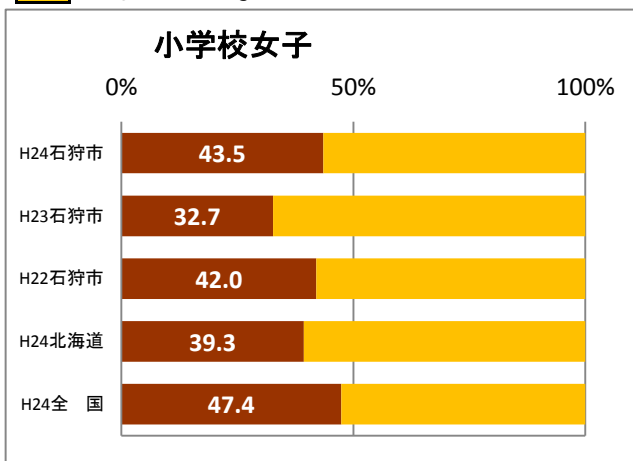
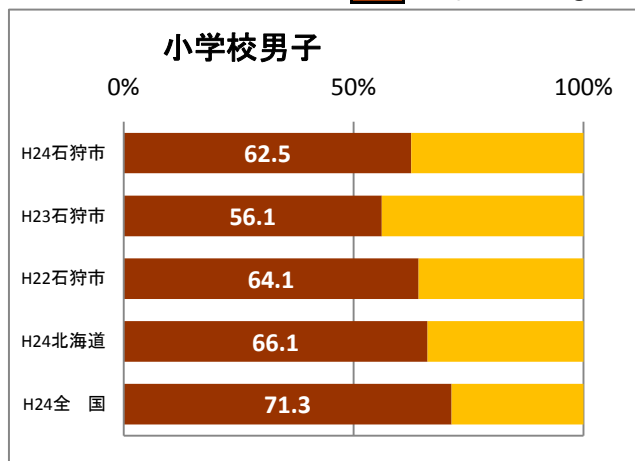
- ・運動部等の所属の状況は、昨年度と比べ、男子では6.4ポイント上回っており、女子では10.8ポイント上回っている。
- ・運動やスポーツの実施頻度は、「ほとんど毎日(週3日以上)」実施していると回答した割合は、昨年度と比べ、男子では7.2ポイント上回っており、女子では4.8ポイント下回っている。
- ・男女とも、運動やスポーツの実施頻度が高いほど、体力合計点が高い傾向となった。

【運動部やスポーツクラブへの所属状況】

運動部やスポーツクラブにはいますか。(スポーツ少年団をふくみます)

1. はいっている

2. はいっていない



【運動やスポーツの実施頻度】

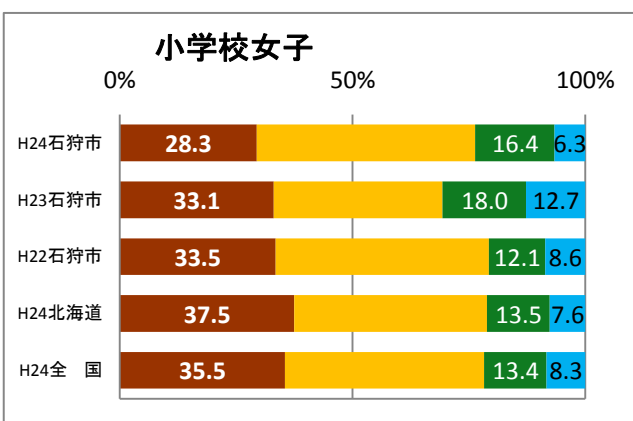
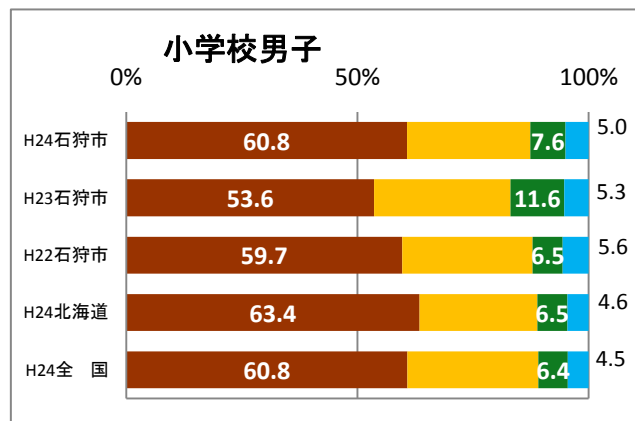
運動やスポーツをどのくらいしていますか。(学校の体育の授業をのぞきます)

1. 殆ど毎日(週3日以上)

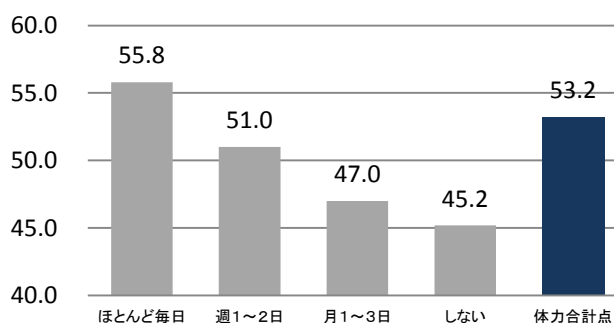
2. 時々(週に1～2日)

3. ときたま(月に1～3日)

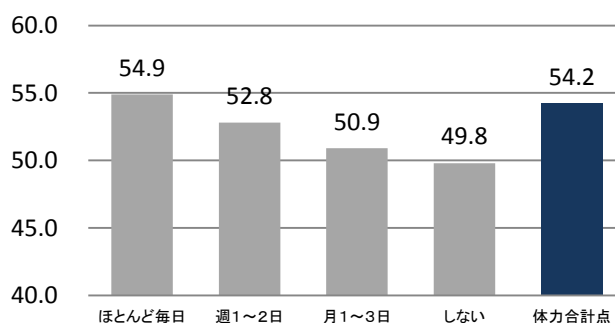
4. しない



体育の授業を除いた運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との関連(小学校男子)



体育の授業を除いた運動やスポーツの実施頻度と体力合計点との関連(小学校女子)



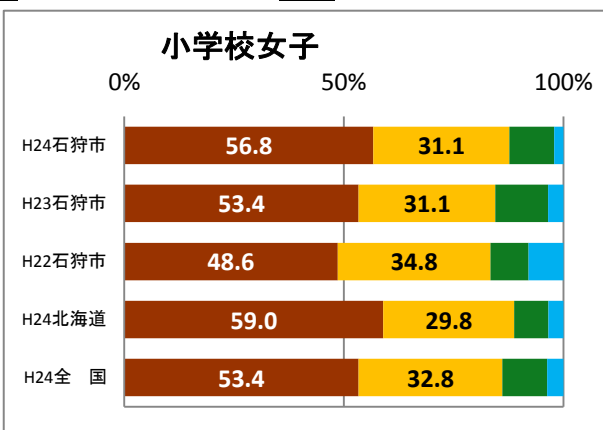
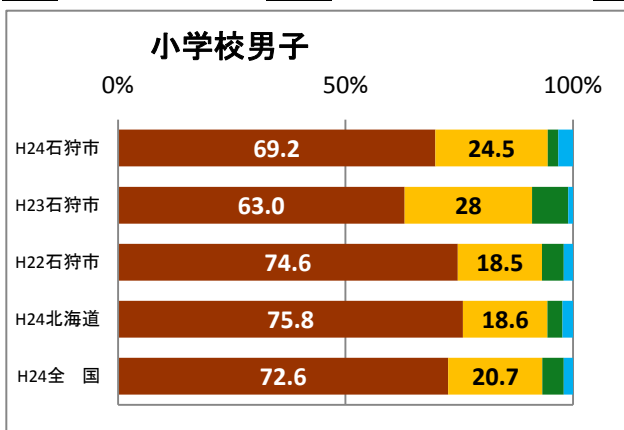
○ 運動やスポーツに関する意識

【平成24年度 小学校】

- ・運動やスポーツをすることが「好き」又は「やや好き」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では2.7ポイント、女子でも3.4ポイント上回っている。
- ・運動やスポーツをすることが「得意」又は「やや得意」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では0.4ポイント下回っており、女子では7.7ポイント上回っている。
- ・男女とも、運動やスポーツをすることが「好き」の集団は、それ以外の集団に比べて、体力合計点が高い傾向にある。
- ・運動やスポーツの実施頻度で「ときたま・しない」と回答したのは、男子では12.6%、女子では、21.7%であり、その子たちの運動をしない理由については、男子では、「してみたいスポーツが見つからない」「一緒にする友達がいない」「する時間がない」「してみたいと思わない」を挙げ、女子では、「他にしていることがあるから(習い事や塾)」「運動が苦手」「してみたいスポーツが見つからない」を挙げている。

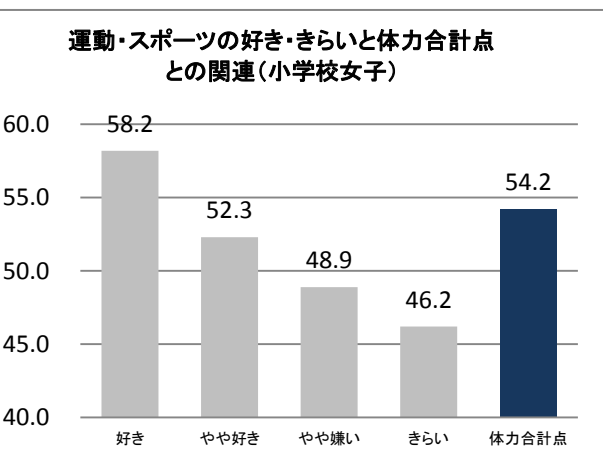
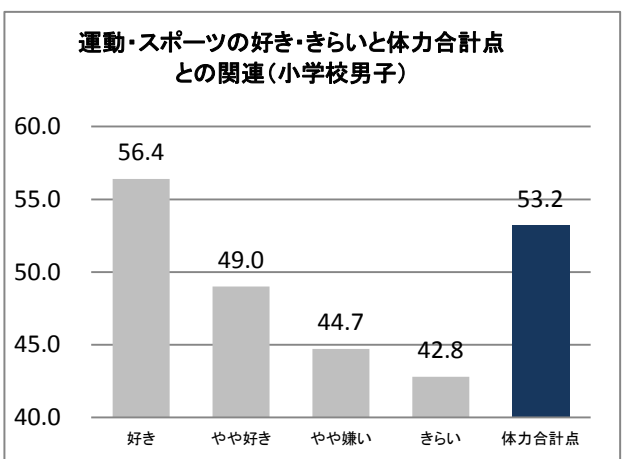
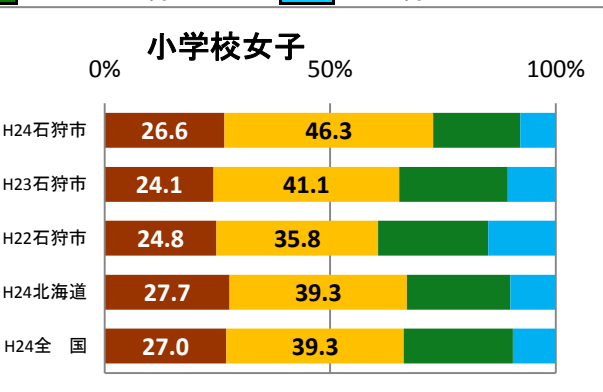
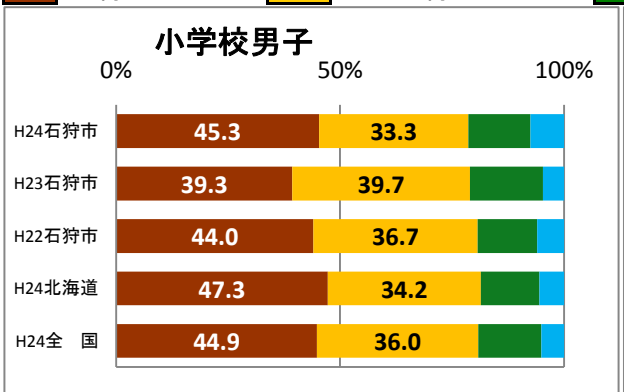
【運動やスポーツの好き・嫌い】 運動やスポーツをすることは好きですか。

1. 好き 2. やや好き 3. やや嫌い 4. 嫌い



【運動やスポーツの得意・不得意】 運動やスポーツをすることは得意ですか。

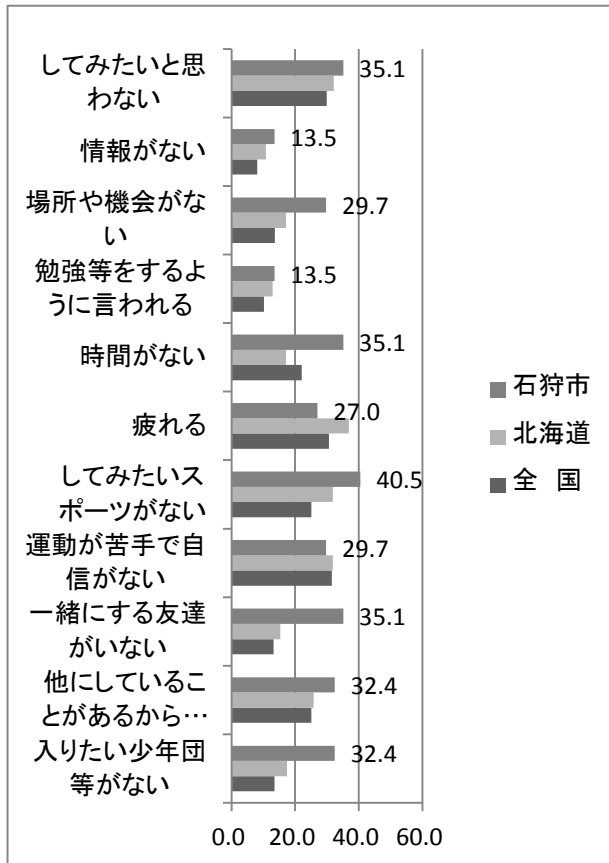
1. 得意 2. やや得意 3. やや不得意 4. 不得意



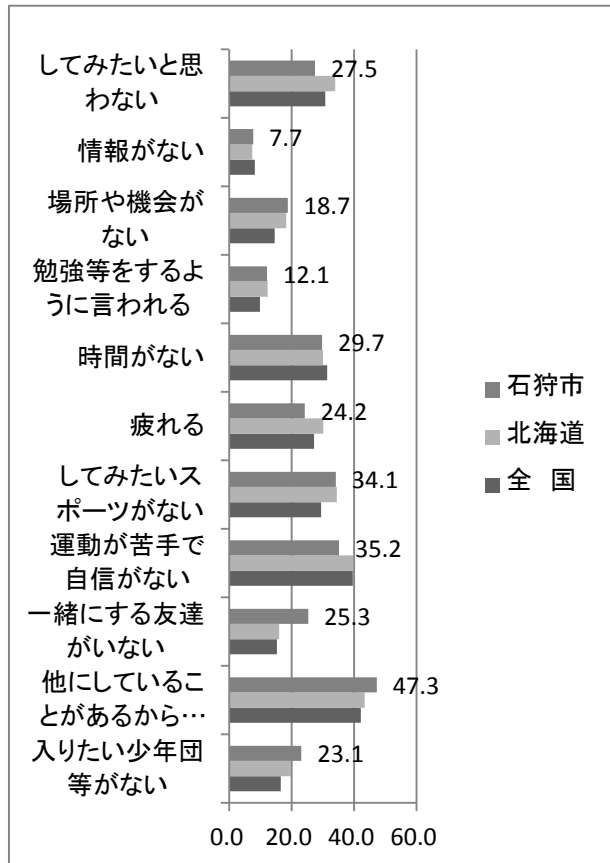
【平成24年度 小学校】

【運動習慣のない子の運動をしない理由】(複数回答%)※平成24年度新たな調査項目

小学男子



小学女子

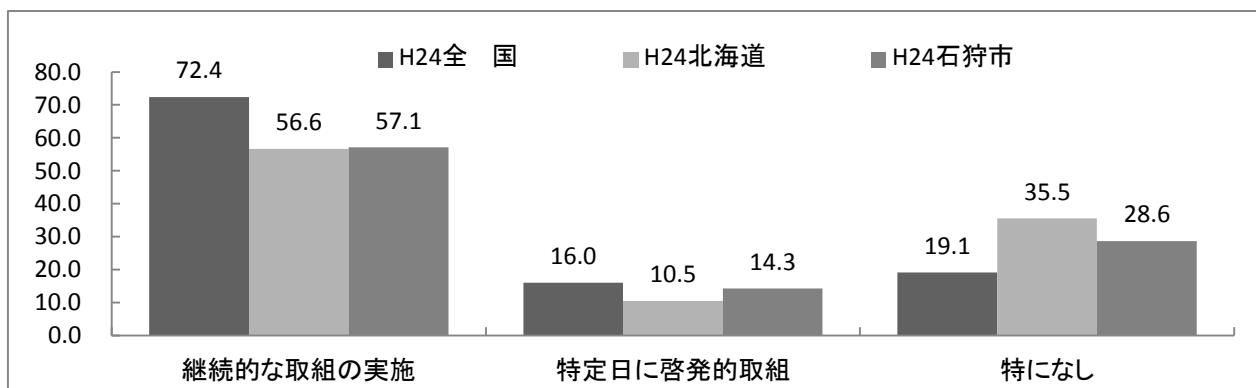


学校質問紙調査の結果

○ 体育・保健体育の授業以外での体力向上に係る取組

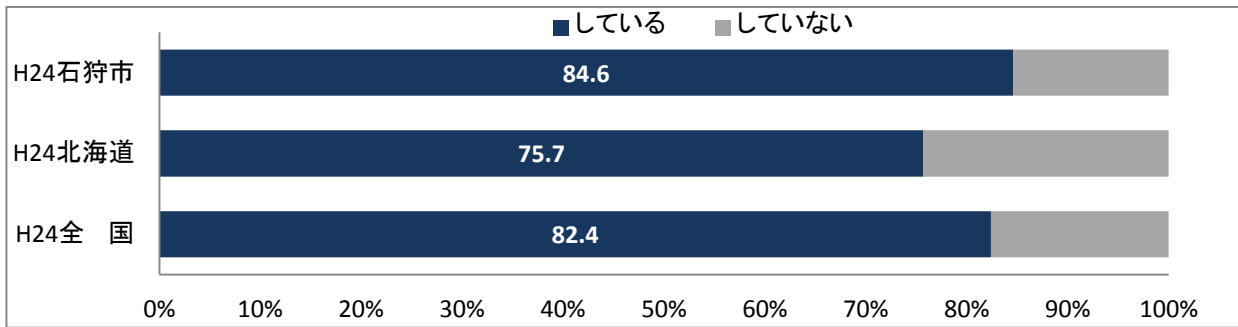
- ・体育の授業以外で体力向上に係る取組を継続的に実施している学校の割合は、全国平均と比べ15.3ポイント下回った。
- ・児童の運動習慣を確立する手だてを「している」と回答した割合は、全国平均と比べ、2.2ポイント上回った。

【体育の授業以外での取組状況】 学校として、体育の授業以外の時間に、児童の体力の向上に係る取組を実施していますか。(複数回答可)



【平成24年度 小学校】

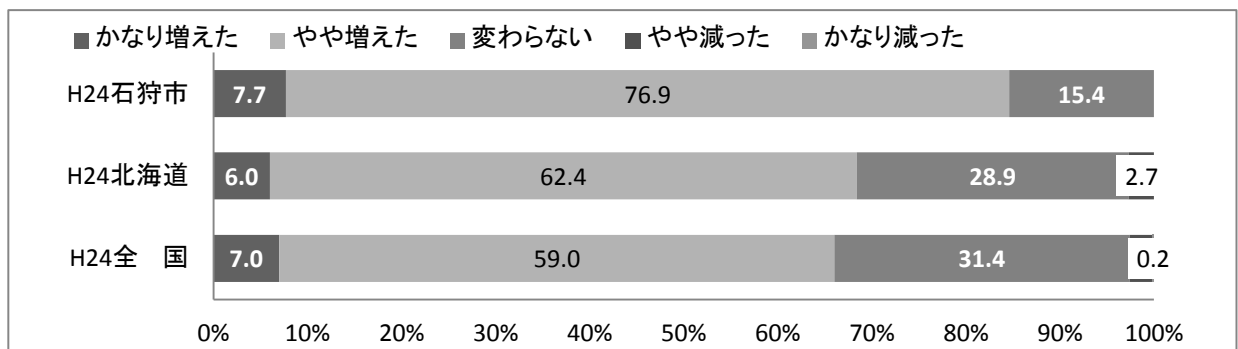
【運動習慣を確立する手だて】 児童の運動習慣を確立するために、体育の授業以外の時間に何か手立てをしていますか。



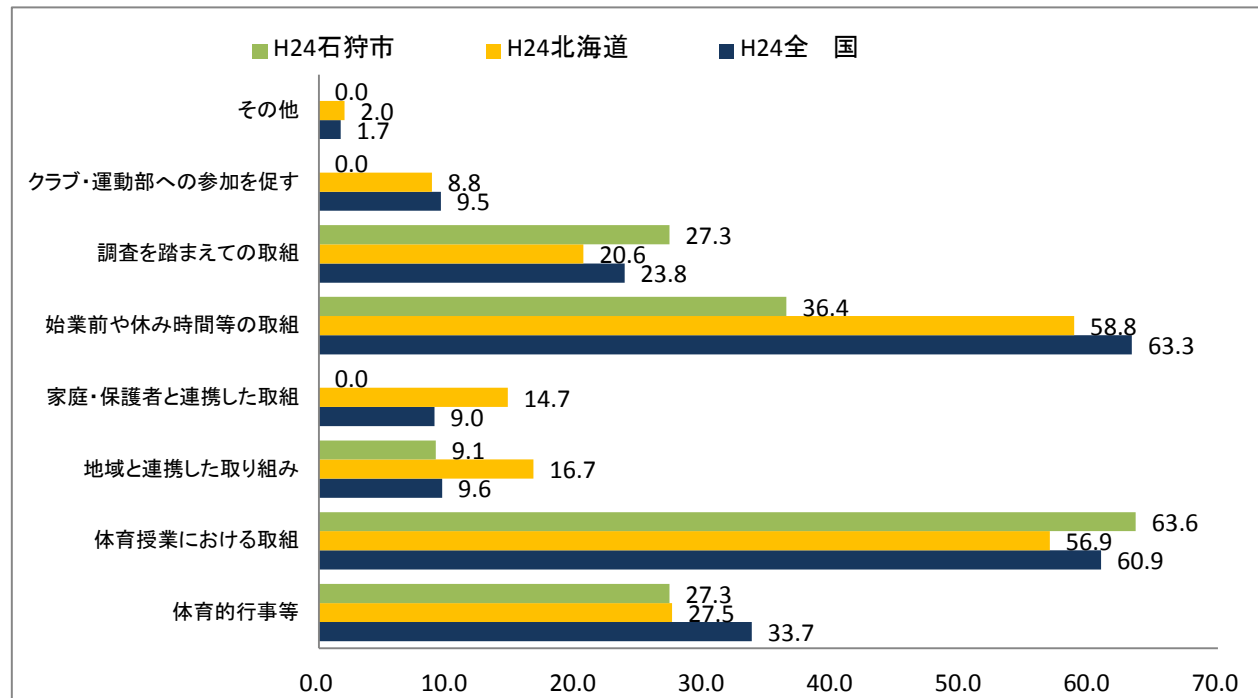
○ 体力向上に関する取組の平成20年度との比較

- ・体力向上に関する取組について、平成20年度との比較において、「かなり増えた」または「やや増えた」と回答した割合は、84.6%であり、全国平均の66.0%を18.6ポイント上回っている。
- ・「効果のあった取組」の中で、「体育授業における取組」は63.6%、「学校の空き時間での取組」は36.4%、「体育的行事」「調査を踏まえての取組」は共に27.3%だった。

【体力向上に関する取組】



【効果のあった取組】



体格と肥満度に関する調査の結果

【平成24年度 中学校】

- ・体格については、男子では体重、座高が昨年度を上回り、女子では体重が昨年度を上回った。
- ・男女とも、痩身傾向が減り、肥満傾向児の出現率が高まる傾向が見られる。

※下線は、平成23年度を上回った数値。網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

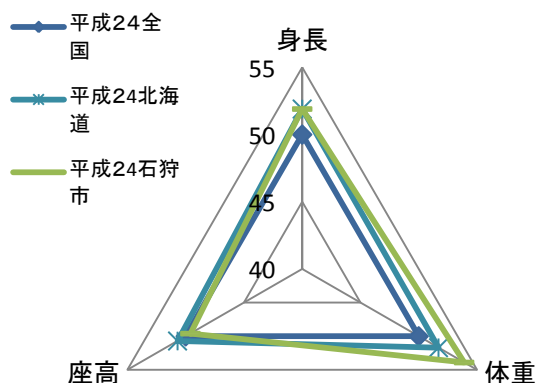
○ 中学校男子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H24	<u>161.08</u>	<u>52.48</u>	<u>84.14</u>	<u>10.1</u>	<u>88.1</u>	<u>1.8</u>
	H23	161.55	49.75	83.58	8.2	89.3	2.1
	H22	161.00	49.40	84.30	5.7	92.4	1.9
北海道	H24	<u>161.14</u>	<u>50.37</u>	<u>84.71</u>	<u>9.5</u>	<u>88.4</u>	<u>2.3</u>
	H23	161.68	51.82	84.12	12.3	85.4	2.1
	H22	161.22	50.27	84.72	9.4	88.6	2.0
全 国	H24	<u>159.64</u>	<u>48.75</u>	<u>84.36</u>	<u>7.9</u>	<u>89.2</u>	<u>1.8</u>
	H22	159.72	48.89	84.42	8.4	89.9	1.8

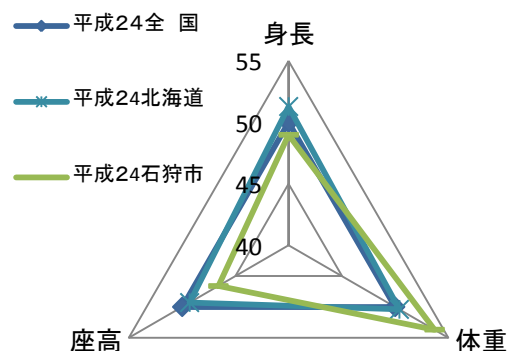
○ 中学校女子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H24	<u>154.30</u>	<u>49.64</u>	<u>82.29</u>	<u>9.1</u>	<u>89.8</u>	<u>1.1</u>
	H23	155.21	46.95	82.27	8.8	85.4	5.7
	H22	155.10	47.40	83.30	9.5	84.1	6.4
北海道	H24	<u>155.52</u>	<u>47.17</u>	<u>83.24</u>	<u>7.3</u>	<u>88.4</u>	<u>4.2</u>
	H23	155.55	47.87	82.76	9.2	86.6	4.1
	H22	155.41	47.35	83.19	8.5	87.5	4.0
全 国	H24	<u>154.85</u>	<u>46.88</u>	<u>83.50</u>	<u>7.2</u>	<u>89.2</u>	<u>3.7</u>
	H22	154.93	46.99	83.45	7.4	88.9	3.8

体格調査T得点(男子)



体格調査T得点(女子)



実技調査の結果

【平成24年度 中学校】

- ・男子も女子も体力合計点の平均は、昨年度を上回った。
- ・男子については、握力、反復横とび、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの5種目で昨年度を上回り、4種目で全国平均を上回った。
- ・女子については、上体起こし、反復横とび、持久走、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの6種目で昨年を上回ったが、全国平均を上回ったのは1種目のみだった。

※下線は、平成23年度を上回った数値。網掛けは当該年度の全国平均を上回った数値。

※T得点は、全国平均を50とした偏差値。

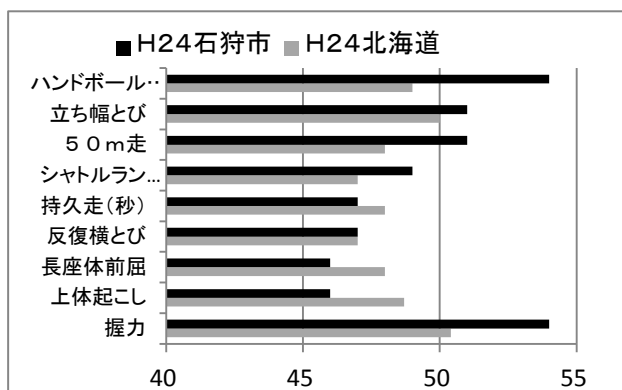
○ 中学校男子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H24	<u>32.16</u>	<u>25.18</u>	<u>39.03</u>	<u>49.56</u>	<u>406.80</u>	<u>82.80</u>	<u>7.93</u>	<u>197.23</u>	<u>23.20</u>	<u>40.68</u>
	H23	31.84	25.77	39.49	47.45	394.90	91.60	8.17	196.49	20.63	39.54
	H22	31.68	25.30	39.72	47.37	495.64	63.72	8.12	193.79	21.39	37.20
北海道	H24	<u>29.94</u>	<u>26.80</u>	<u>41.57</u>	<u>49.35</u>	<u>404.16</u>	<u>78.01</u>	<u>8.17</u>	<u>194.68</u>	<u>20.83</u>	<u>40.23</u>
	H23	30.84	26.05	40.91	48.45	408.24	78.62	8.25	192.60	21.37	39.59
	H22	30.03	25.76	41.24	48.00	413.35	75.69	8.24	195.23	21.02	39.20
全 国	H24	<u>29.65</u>	<u>27.58</u>	<u>43.27</u>	<u>51.55</u>	<u>391.04</u>	<u>86.24</u>	<u>8.01</u>	<u>195.37</u>	<u>21.23</u>	<u>42.32</u>
	H22	29.70	26.98	43.08	51.04	395.46	84.49	8.04	195.37	21.23	41.71
石狩市	H24	<u>53.5</u>	<u>45.9</u>	<u>45.8</u>	<u>47.3</u>	<u>47.4</u>	<u>48.6</u>	<u>51.0</u>	<u>50.7</u>	<u>53.7</u>	<u>48.3</u>
T得点	H22	52.8	47.1	46.6	45.0	33.7	41.3	49.0	49.4	50.3	45.4

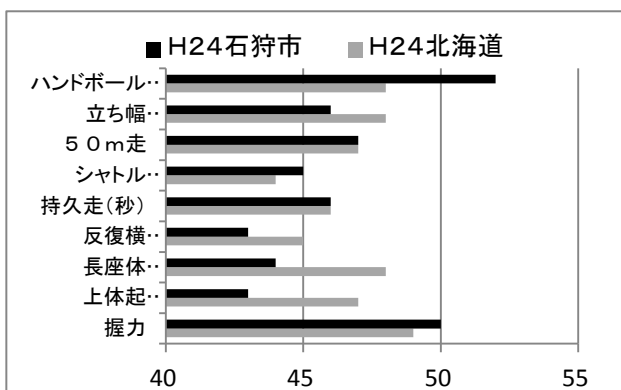
○ 中学校女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H24	<u>23.96</u>	<u>18.66</u>	<u>38.98</u>	<u>41.05</u>	<u>312.27</u>	<u>46.68</u>	<u>9.14</u>	<u>157.13</u>	<u>13.83</u>	<u>42.65</u>
	H23	24.49	18.65	41.08	38.93	324.10	50.11	9.47	157.30	11.91	41.62
	H22	23.60	19.00	44.80	39.20	315.60	39.80	9.20	158.60	11.70	41.60
北海道	H24	<u>23.58</u>	<u>21.20</u>	<u>43.49</u>	<u>42.59</u>	<u>308.22</u>	<u>46.45</u>	<u>9.14</u>	<u>162.78</u>	<u>12.25</u>	<u>44.31</u>
	H23	23.87	20.54	41.77	41.27	308.87	47.10	9.32	159.52	12.82	43.53
	H22	23.41	20.15	43.83	41.78	315.27	47.46	9.18	161.28	12.39	43.44
全 国	H24	<u>23.98</u>	<u>22.84</u>	<u>45.00</u>	<u>45.46</u>	<u>292.23</u>	<u>57.87</u>	<u>8.87</u>	<u>167.13</u>	<u>13.12</u>	<u>48.72</u>
	H22	23.88	22.33	44.59	44.97	294.77	56.45	8.90	166.63	13.29	48.14
石狩市	H24	<u>50.0</u>	<u>42.5</u>	<u>43.6</u>	<u>43.0</u>	<u>45.5</u>	<u>44.5</u>	<u>46.5</u>	<u>45.9</u>	<u>51.8</u>	<u>44.4</u>
T得点	H22	49.4	44.0	50.2	40.8	45.4	41.7	46.2	46.6	46.0	43.8

体力T得点(男子)



体力T得点(女子)



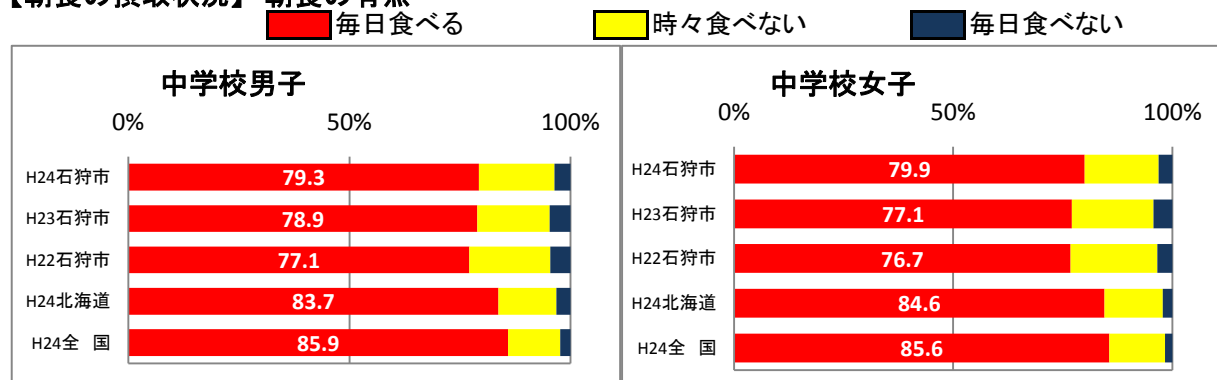
児童生徒質問紙調査の結果

【平成24年度 中学校】

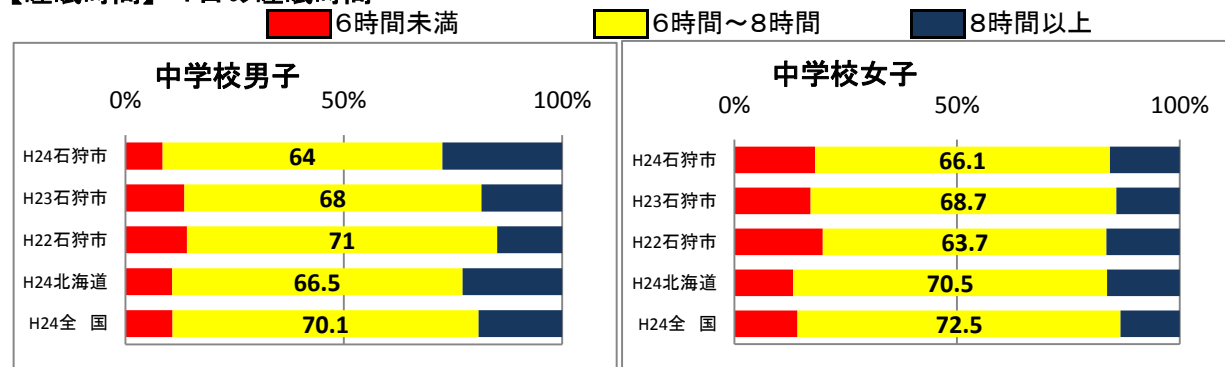
○ 生活習慣の状況

- ・朝食の摂取状況は、「毎日食べる」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では0.4ポイント、女子も2.8ポイント上回った。また、全国平均と比べると、男子は6.6ポイント、女子は5.7ポイント下回っている。
- ・睡眠時間は、「6時間以上8時間未満」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では4.0ポイント下回っており、女子でも2.6ポイント下回っている。また、全国平均と比べると、男子は6.1ポイント、女子は6.4ポイント下回っている。
- ・テレビ等の視聴時間は、「3時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では2.9ポイント下回っているが、女子では1.3ポイント上回っている。また、全国平均と比べると、男子は14.7ポイント、女子は10.4ポイント上回っている。
- ・男女とも、朝食の摂取状況と体力合計点については、明解な関連は認められなかった。

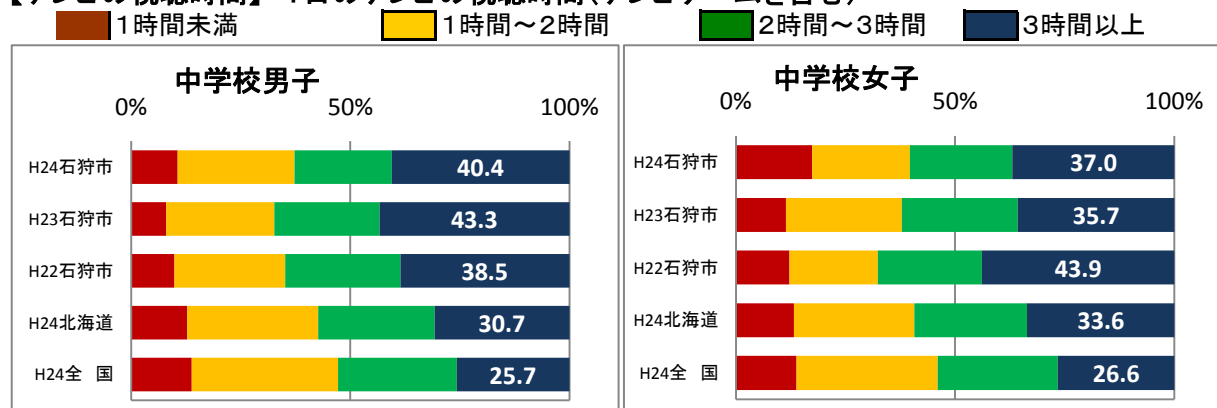
【朝食の摂取状況】 朝食の有無

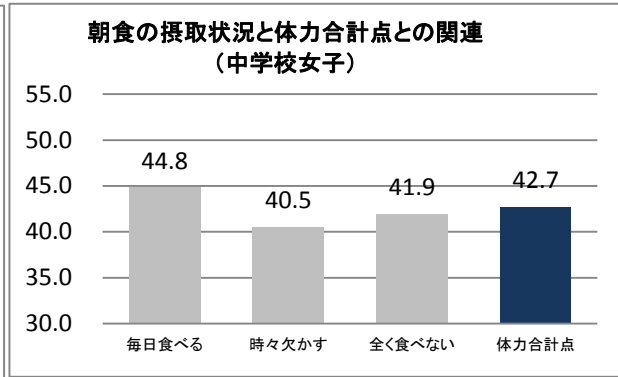
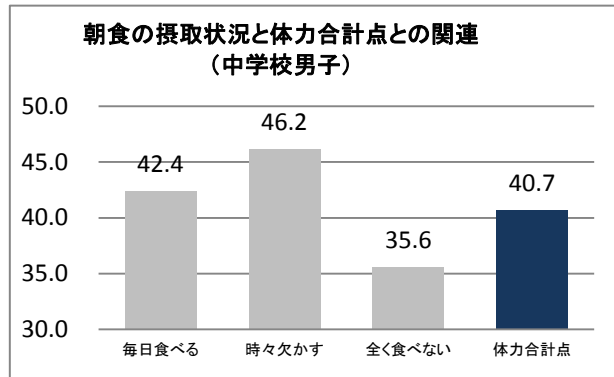


【睡眠時間】 1日の睡眠時間



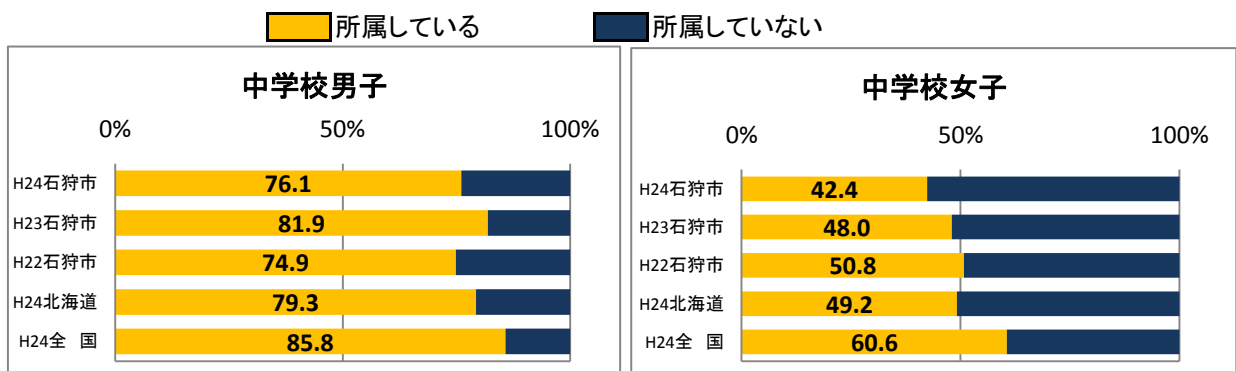
【テレビの視聴時間】 1日のテレビの視聴時間(テレビゲームを含む)





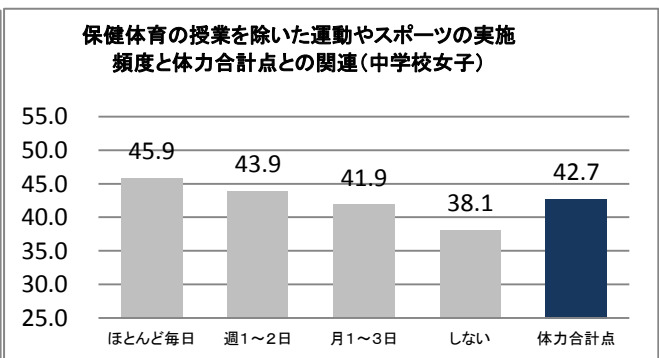
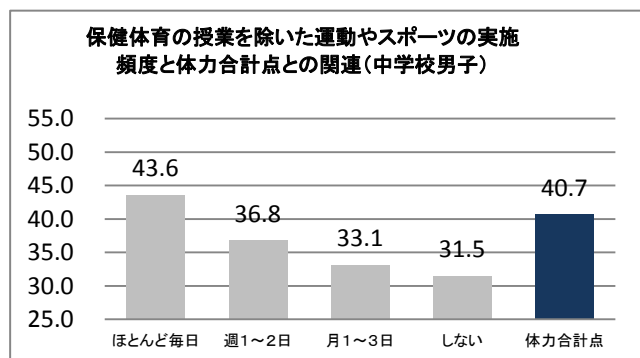
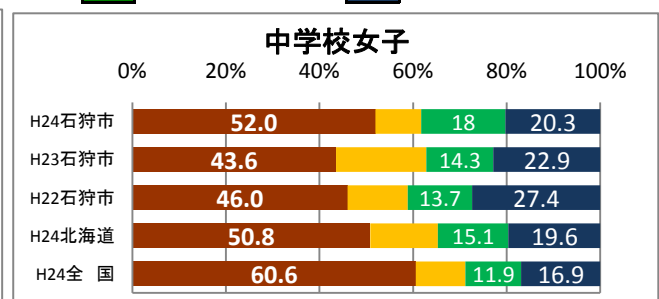
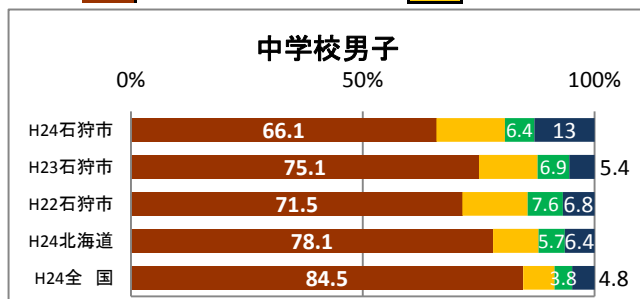
○ 運動習慣の状況

- ・運動部やスポーツクラブへの所属の状況は、昨年度と比べ、男子では5.8ポイント下回り、女子でも5.6ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では9.7ポイント、女子では18.2ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツの実施頻度は、「ほとんど毎日(週3日以上)」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では9.0ポイント下回り、女子では8.4ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では18.4ポイント、女子では8.6ポイント下回っている。
- ・男子は、運動実施頻度が高いほど、体力合計点が高い傾向となった。



【運動やスポーツの実施頻度】 運動・スポーツの実施状況(学校の体育の授業を除く)

殆ど毎日(週3日以上) (茶色) 時々(週に1~2日) (黄色) ときたま(月に1~3日) (緑) しない (青)

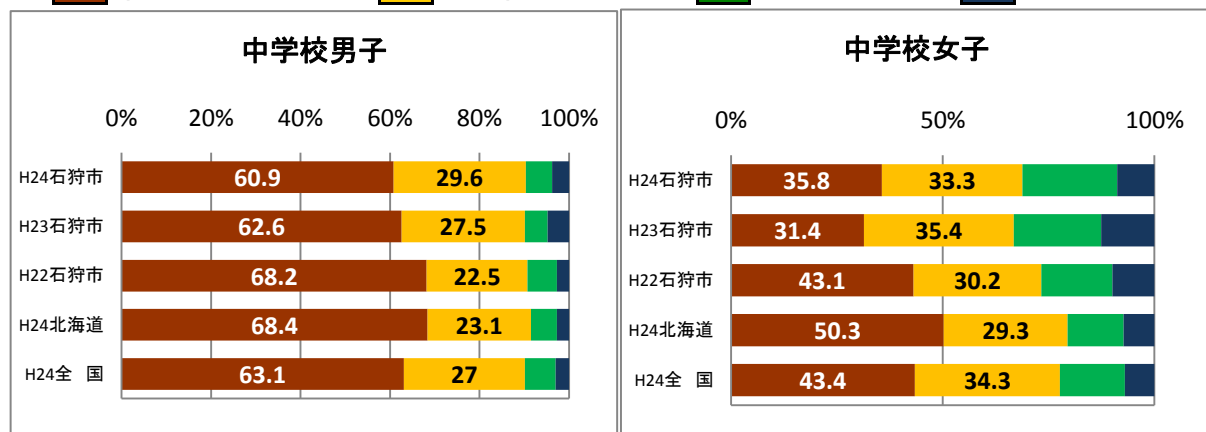


○ 運動やスポーツに関する意識

- ・運動やスポーツをすることが「好き」又は「やや好き」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では0.4ポイント上回り、女子では2.3ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では0.4ポイント上回り、女子では8.6ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをすることが「得意」又は「やや得意」と回答した割合は、昨年度と比べ、男女とも9.5ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では7.5ポイント、女子では0.5ポイント上回っている。
- ・男子では、運動やスポーツが好きなほど、体力合計点が高い傾向が見られた。
- ・運動やスポーツの実施頻度で「ときたま・しない」と回答したのは、男子では19.4%、女子では、38.3%であり、その子たちの運動をしない理由については、男子では、「疲れる」「運動が苦手」「文化系の部活に入っている」を挙げ、女子では、「文化系の部活に入っている」「してみたいと思わない」「疲れる」「運動が苦手」を挙げている。

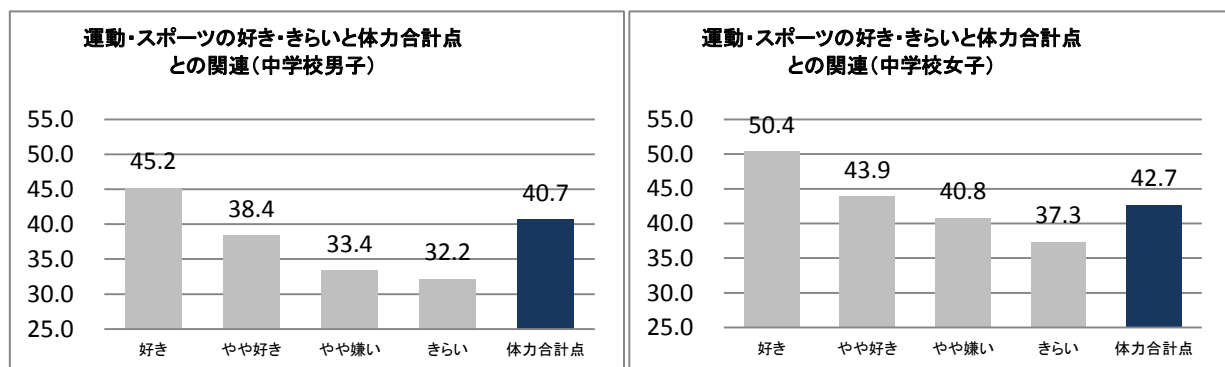
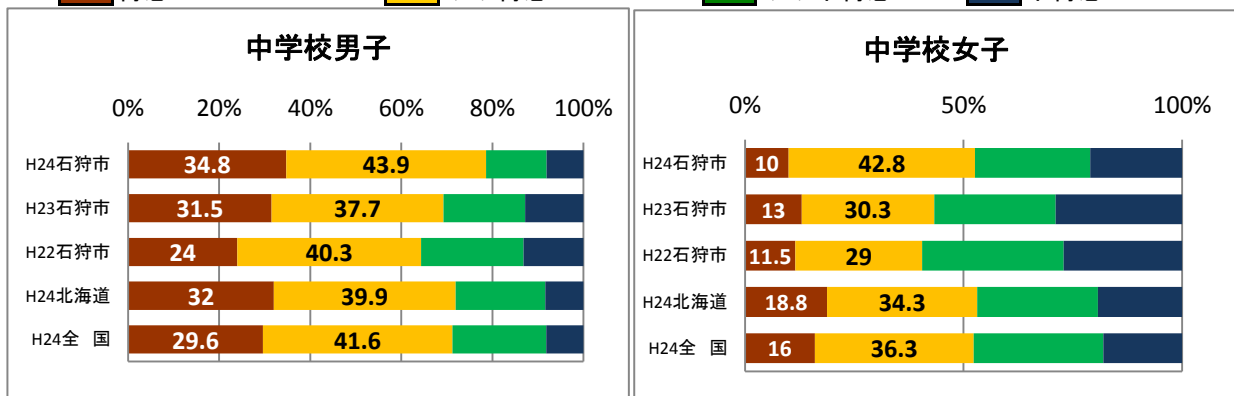
【運動やスポーツの好き・嫌い】 運動やスポーツをすることは好きですか。

好き
 やや好き
 やや嫌い
 嫌い



【運動やスポーツの得意・不得意】 運動やスポーツをすることは得意ですか。

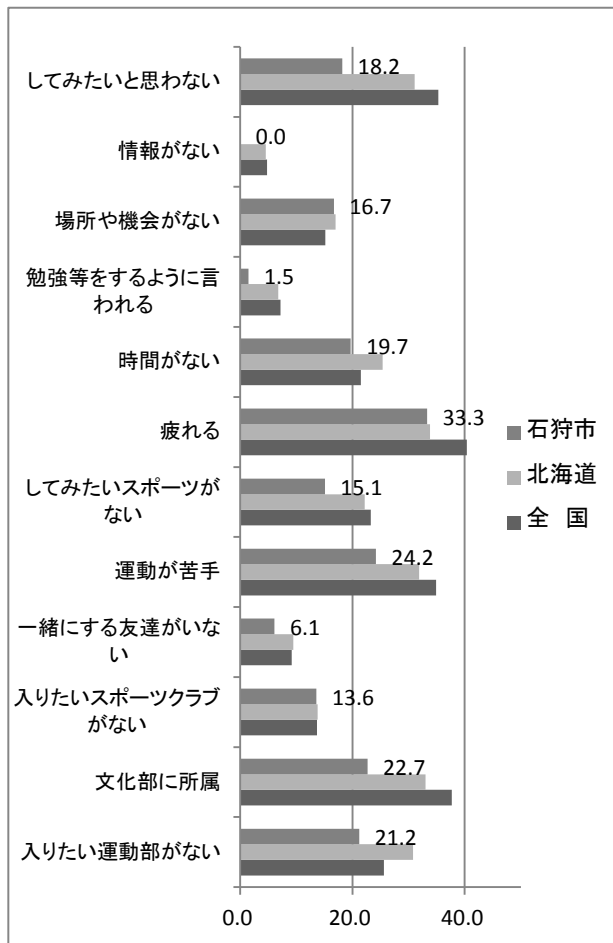
得意
 やや得意
 やや不得意
 不得意



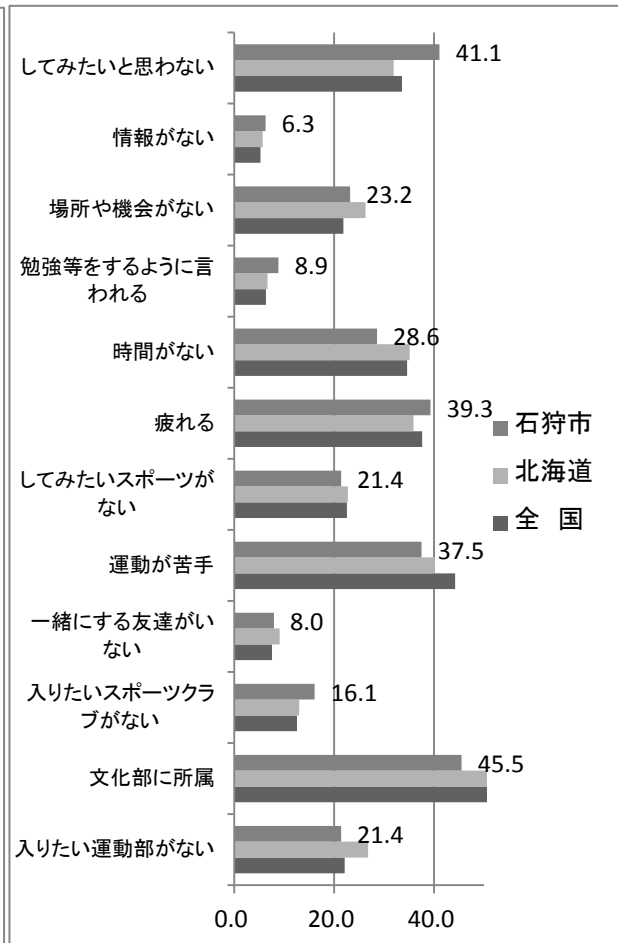
【平成24年度 中学校】

【運動習慣のない子の運動をしない理由】(複数回答%)※平成24年度新たな調査項目

中学校男子



中学校女子

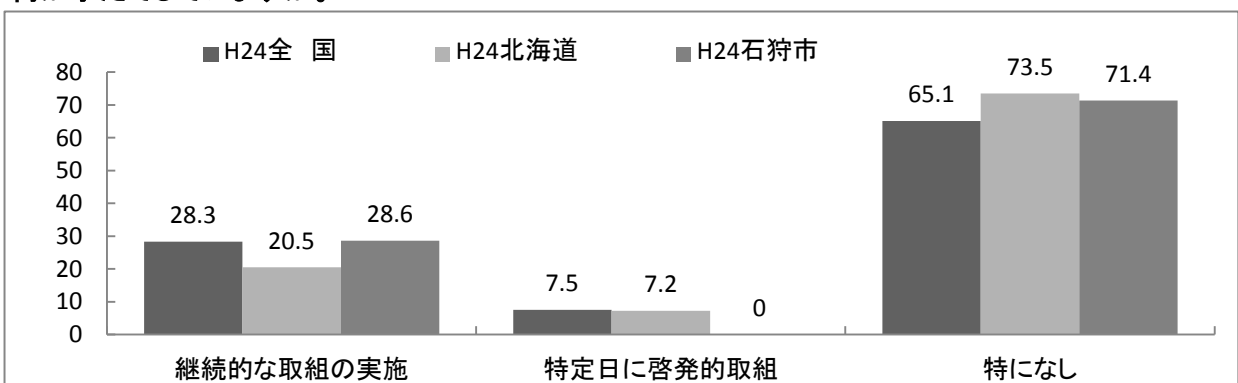


学校質問紙調査の結果

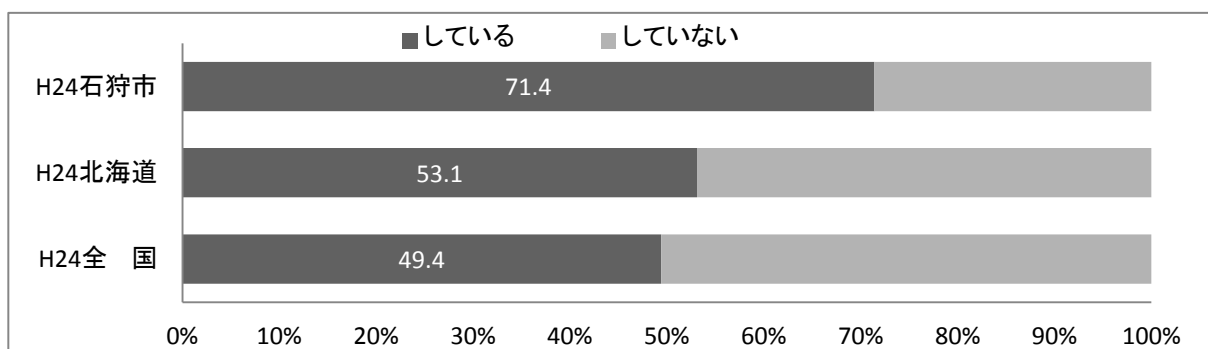
○ 体育・保健体育の授業以外での体力向上に係る取組

- ・保健体育の授業以外で体力向上に係る取組を継続的に実施している学校の割合は、全国平均と比べ、0.3ポイント上回った。
- ・生徒の運動習慣を確立する手だてを「している」と回答した割合は、全国平均と比べ、22.0ポイント上回った。

【運動習慣を確立する手だて】 生徒の運動習慣を確立するために、保健体育の授業以外の時間に何か手だてしていますか。

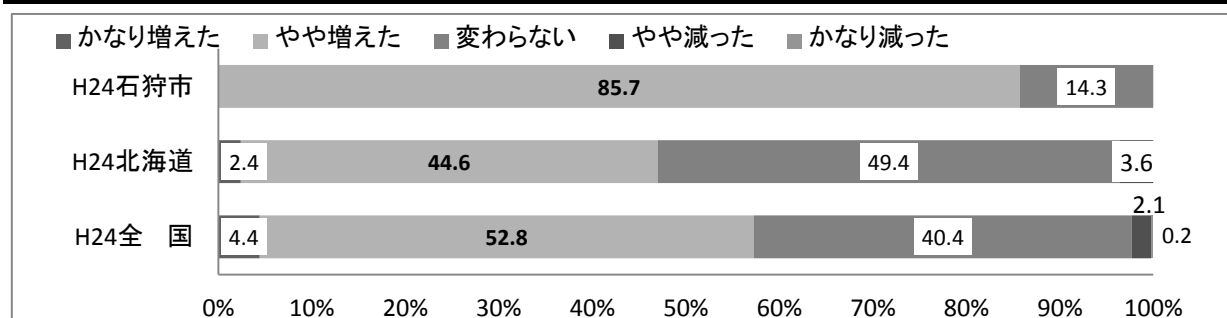


【保健体育の授業以外での取組状況】学校として、保健体育の授業以外の時間に、生徒の体力の向上に係る取組を実施していますか。（複数回答可）

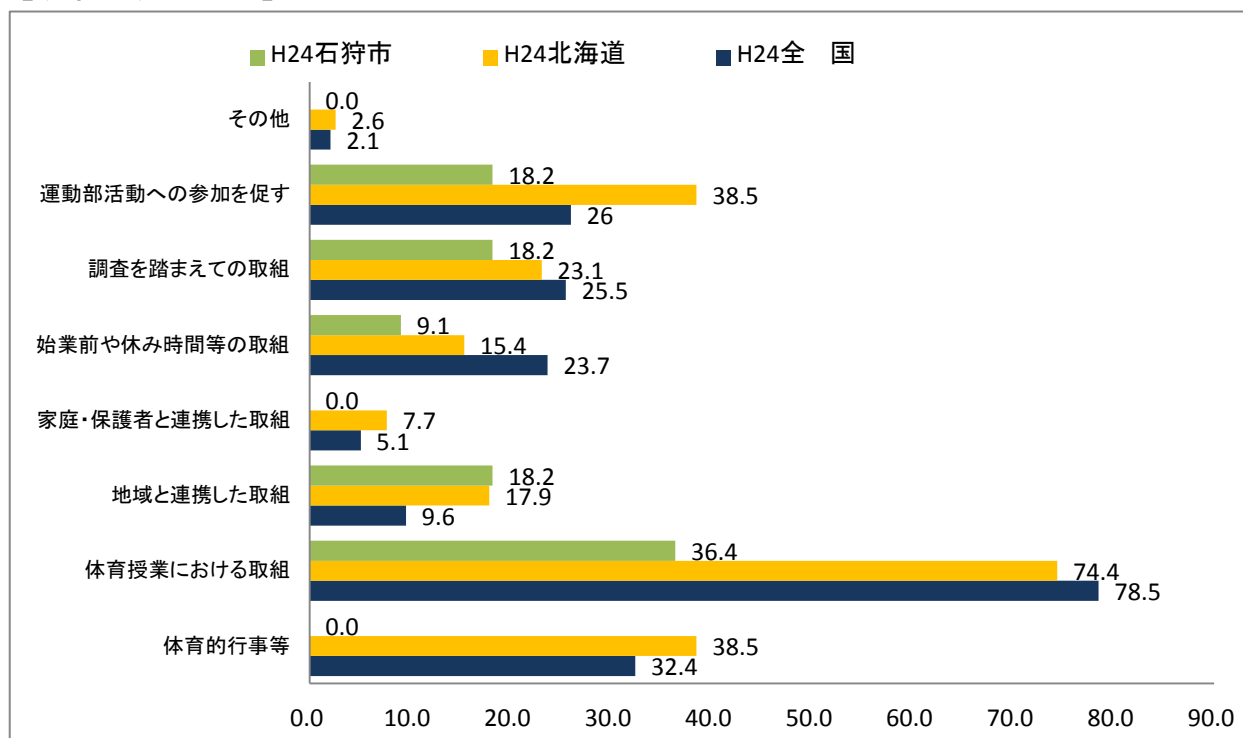


○ 体力向上に関する取組の平成20年度との比較

- ・体力向上に関する取組について、平成20年度との比較において、「かなり増えた」または「やや増えた」と回答した割合は85.7%を示し、全国や北海道に比べて大きく上回っている。
- ・「効果のあった取組」の中で、「体育授業における取組」は36.4%、「地域と連携した取組」「調査を踏まえての取組」「運動部活動への参加を促す」が18.2%だった。



【効果のあった取組】



< 報告事項 4 >

平成 24 年度 学校巡回及び教育相談の実施状況について

1. 学校巡回相談の実施

- (1) 目 的 市内各学校における支援が必要な児童生徒の実態を各学校のコーディネーターと教育支援センターが連動して把握することにより、今後の支援の方策等を焦点化かつ明確化して予防的なかわりを行う。
- (2) 時 期 平成 24 年 7 月～9 月
- (3) 方 法 ・学校で特に支援が必要であると考えられる児童生徒の授業の様子を観察
・観察終了後、コーディネーター等と現状と今後の方策について協議
- (4) 観 点 ①学力面：学習についていけない、算数、国語等の特定の教科が苦手である など
②行動面：落ち着きがない、集中しづらい、順番が待てない、忘れ物が極端に多い
怠学・非行 など
③対人面：集団に参加できない、友達とのトラブルが多い、人の気持ちが分からない
など
④生活面：不登校、欠席が多い、家庭の養育が困難 など

- (5) 巡回で観察・協議を行った児童生徒数

401名：7.9%

○学校別内訳

	小学校	中学校	合計
人 数	320	81	401
割 合	9.3	4.9	7.9

- (6) 観点別児童生徒数（複数回答有）

○学校別内訳

	小学校	中学校	計
学習面	173	39	212
行動面	152	46	198
対人面	104	23	127
生活面	20	34	54

2. 教育相談の実施（4～2月）について

（1）相談件数について

総数 171件 （ ①新就学 74名、②小学生 69名、③中学生 28名 ）

①新就学内訳（相談に至る経緯）

- ・ 就学校における「就学児教室」より・・・54名
 - ・ こども発達支援センターより・・・16名
 - ・ 保健師等より・・・4名
- 計74名（13.3%）**

②③内訳

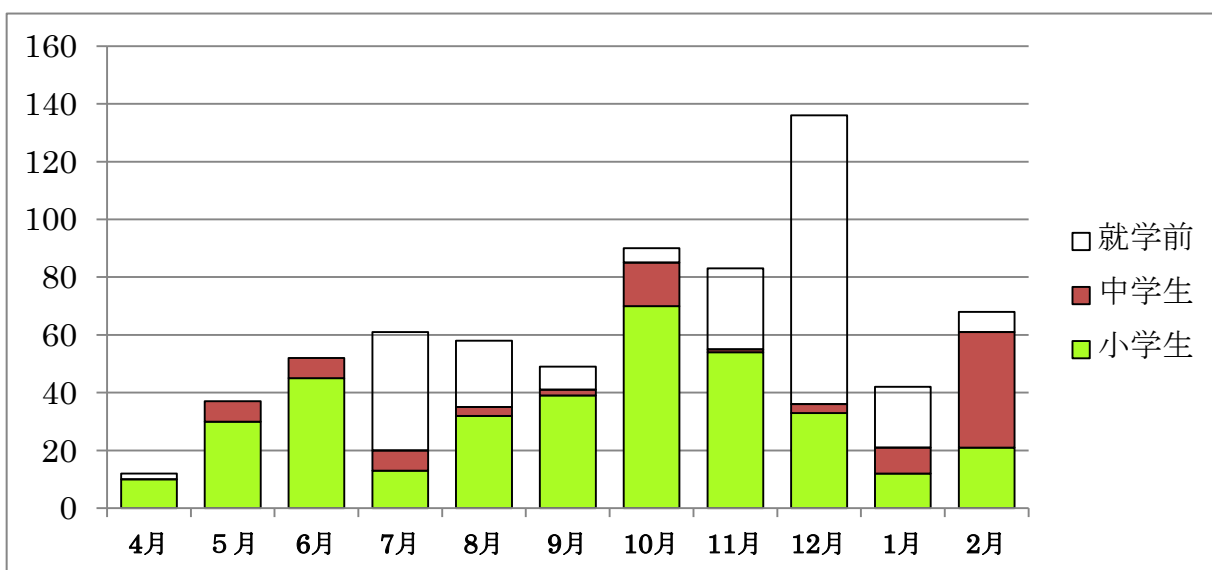
	小学生	中学生	合計
特別支援	61	18	79
就学支援	8	10	18
計	69	28	97

④相談件数のうち、客観的な検査（詳細な実態把握）の実施数

- ・ 新就学児童・・・74名
 - ・ 小学生・・・28名
 - ・ 中学生・・・3名
- 計105名**

（2）相談回数について

延べ回数 688回 （ 一人につき 最小1回 ／ 最多33回 ／ 平均3.8回 ）



< 報告事項 5 >

平成25年度 石狩市いじめ対応における「指導の方針」について

いじめ問題への取組マニュアル（平成25年度版）

これまでも各学校におきましては、いじめ根絶をめざして様々な取組がなされておりますが、いじめをきっかけとした痛ましい事件は後を絶たない状況です。

いじめへの取組は、これで大丈夫ということはありません。

つきましては各校において、いじめ根絶に向けての再確認や見直しをお願いしたい内容、心がけていただきたい内容を「いじめ問題への取組マニュアル」として、まとめましたので取組の参考としていただき、さらなる取組の充実をお願いいたします。

平成25年4月 石狩市教育委員会

《内 容》

- I. いじめ問題についての基本認識・・・・・・・・・・・・・2
 - 1. いじめの定義を理解する
 - 2. いじめに対する認識を理解する

- II. いじめの未然防止のために・・・・・・・・・・・・・5
 - 1. 未然防止の取組の重要性
 - 2. 日頃から校内体制の整備を心がける
 - 3. 校内研修の充実を図る
 - 4. 未然防止に向けての手だて

- III. いじめの早期発見・早期対応について・・・・・・・・・・・・・10
 - 1. いじめを早期に発見する手だて
 - 2. いじめの早期発見
 - 3. 丁寧な保護者への対応

I. いじめ問題についての基本認識

1. いじめの定義を理解する

(1) いじめの定義とは

①いじめの定義

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
- ・「いじめ」とは、「**該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けることにより、精神的な苦痛を感じているもの**」とする。
- ・なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

[注意1] 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

[注意2] 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、該当児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

[注意3] 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

[注意4] 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

[注意5] けんか等を除く。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」）

2. いじめに対する認識を理解する

(1) いじめは人間として、絶対に許されない

①いじめは人権を侵す行為

- ・いじめは基本的な人権を侵す行為でもあることを教職員も理解したうえで、子どもたちに教えていく必要があります。

②いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを絶対を守る

- ・被害にあっている子どもや教えてくれた子どもがさらなる被害にあわないためにも学校全体でその子どもたちを守っていくという強い姿勢を教職員全員が持ち、

子どもたちに示していく必要があります。

③いじめられている子どもの立場に立つ

・ いじめは「子どもがその行為をいじめと感じているもの」の考えを基本に、子どもの悩みや気持ちを真剣に受止め、適切な対応、迅速な解決を図る必要があります。

④家庭、学校などが一体となって取り組む

・ 学校全体でいじめを許さないという意識を持って対応するとともに、いじめの問題への基本的な考え方を家庭でも徹底してもらうことが必要です。

(2) いじめの特徴について理解する

①いじめの構造

- ・ いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけにとらえることはできません。
- ・ いじめは四層構造になっています。
 - * 被害者・・・いじめられている子ども
 - * 加害者・・・いじめている子ども
 - * 観 衆・・・いじめをはやしたてる子ども
 - * 傍観者・・・いじめを見て見ぬふりをする子ども
- ・ 観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになります。
- ・ また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もあります。

②いじめの態様

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ その他

③いじめられている子どもの気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)

さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなります。

- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

④いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

Ⅱ. いじめの未然防止のために

1. 未然防止の取組の重要性

(1) いじめを許さない子どもを育てる

①問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）

- ・ 学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものといえます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことの無いように、未然防止を図ることがなによりも重要です。
- ・ 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）」という考え方への転換が必要になっております。

②加害者にさせない未然防止

- ・ 被害者を守ることはもちろん重要なことではありますが、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められています。

2. 日頃から校内体制の整備を心がける

(1) 教育相談体制の充実

①訪問しやすい環境づくり（相談室等含む）

- ・ 休み時間や放課後など何気ない会話の際でも訪れることができるように工夫をしましょう。
- ・ 何気ない会話の中でも人間関係など子どもたちの状況を知ることができます。

②気軽に相談できる雰囲気づくり（人間関係の構築）

- ・ 日頃から子どもたちとのスキンシップや会話を大切にし、子どもの話を真剣にじっくりと聞く姿勢が大切です。

③安心して相談ができる信頼関係づくり（守る姿勢の実践）

- ・ 相談者が非難されたりしないように配慮をするとともに、子どもとの約束を守るなど信頼関係を壊さないようにしましょう。特に相談した子どもが特定されたり、内容が安易に漏れたりしないよう情報の管理は慎重に行ってください。

(2) 教職員間の密な連携を行なう

①情報を共有する（担任や一部の教師だけで問題を抱え込まない）

- ・ いじめの相談を受けた場合など、責任感などからひとりで抱え込んでしまうケースも見られます。いじめの実態をきちんと把握するためにも学校全体で情報を把握し、全員で問題解決にあたってください。

②自分が担当する学級や学年でなくても状況はきちんと把握する

- ・ 学校でのいじめの実態を全て把握することは難しいことから、よりきちんと把握するため担任や該当学年の教員だけに任せるのではなく、教職員全員で見守ることを心がけましょう。

(3) 支援体制を確立する

①いじめ対応のシステム化（組織的な対応）

- ・ いじめが生じた際に担任など特定の教員だけが対応するのではなく、学校全体で対応してください。
- ・ 職員が連携し、スムーズな支援を実施するため、それぞれの職員がどのような対応をし、連絡や報告がどのように行なわれるのか（支援の流れ、対策会議等の位置づけ、話し合う内容、役割分担を明確にする）など校内体制を整備しておくことが大切です。

②警察や関係機関等との情報共有体制の構築

- ・ 警察や関係機関等との相談や通報を確実に行うため、連絡窓口となる担当教職員を指定し、教職員間で確認しておくことが大切です。

③いじめの認知は学校長が最終判断をして報告する

- ・ 学校で認知したいじめに関しては、学校長が最終判断をして、教育委員会（教育支援センター）に報告してください。

④いじめの認知件数に関する考え方

- ・ いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩です。
- ・ 認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考えます。
- ・ 認知件数が多い、少ないに関わらず、認知した案件を、どれだけ、どのように解決したかが大切です。

3. 校内研修の充実を図る

(1) スクールカウンセラー等の専門家の活用

①校内研修での位置づけ

- ・相談の技法（子どもへの対応の仕方、保護者への対応の仕方等）や子どもの様子、変化のとらえかた（見方）等について、専門家のアドバイスを受けるような研修を定期的に校内研修で位置づけて実施することが大切です。

(2) いじめと犯罪の関係について

①警察との連携・協力

- ・いじめにおいては、特にいじめられている児童生徒の生命または身体の安全が脅かされたり、犯罪行為として扱うべき事案は、警察と連携して対応する必要があります。
- ・警察の考え方や手順等、研修に取り入れてみることも必要です。

4. 未然防止に向けての手だて

(1) 好ましい人間関係が保たれた学級づくりをめざす

①教師と子どもたちとの信頼関係を築く（ふれあいや対話を大切に）

- ・普段から子どもたちとの会話や触れあいの機会を増やし、子どもたちにとって身近な存在であるとともに、子どもたちから信頼されるため、ひとりひとりの子どものことを親身になって考え、対応するように努めてください。

②いじめに対する毅然とした態度を教師自らが示す

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを守る」という姿勢を学級全体に意識させるため、教員自らがそのことを示し、子どもに教えてください。

③相手への配慮をする（不用意な発言はしない）

- ・その子の特徴などを冗談で話題にした後、そのことをネタにからかいや冷やかしが行なわれることもあるので、言動には十分に注意を図りましょう。

④道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付ける等で、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図りましょう。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めましょう。

⑤発達障害の傾向がある子どもたちへの対応

- ・発達障害の診断を受けた子やその傾向が疑われる子は、個々の特性からいじめに関わることがあります。
- ・このような子どもたちは、特に注意した日常観察が必要であり、校内で位置づけされている「特別支援教育コーディネーター」とも情報交換をするなど、実態把握に努めてください。

⑥Q-U 検査の活用

- ・いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見できるなど、学級経営に有効な資料が客観的に得られる、Q-U 検査の活用も推奨いたします。
- ※教育委員会といたしましては学校現場の実情を踏まえながら、導入規模の拡大をめざしていきます。

(2) 過去の人間関係を把握する

①小学校と中学校の丁寧な引き継ぎ

- ・いじめの問題が大きくなったとき、双方の話を聞いていくと過去のトラブルが原因となっていたり、人間関係で課題を抱えていたりすることがあります。
- ・これらをあらかじめ把握しておき、配慮することで、トラブルを最小限に抑えることもできます。

②学年が変わるとき

- ・小中間での引き継ぎがあり、学級編成などで配慮があっても、学年が変わる際に引き継ぎがなされず、トラブルになってしまったケースもありました。クラス替えや担任が変わるときなど注意をしてください。

③転校があったとき

- ・年度途中での転校があった場合にもできるだけ前任校から該当児童生徒の学校での様子や得意なこと、苦手なこと、また家族に関わることなど情報を入手しておきましょう。

(3) 子どもたちの小さな変化を見逃さないように意識をする

①チェックリストを活用する

- ・子どもたちは事が大きくなる前に必ずなんらかのサインをだしています。普段と違った様子が見られるようになった場合は要注意なので、日頃からチェックリストを参考にそれぞれの項目について、子どもたちの様子を確認してみてください。

②休み時間などの見守りを行なう（巧妙ないじめの把握）

- ・子どもたちは“いじめ”がいけないことだとわかっているので教師や大人から隠そうとします。子どもたちも必死で隠そうとしますので、いじめの事実を全て把握することは難しいことです。
- ・だからこそ、教師や大人は最大限それを見つける努力をしてください。

（４）子どもたちが自ら考える活動を推進する

①児童会や生徒会での活動を勧める

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会が主体となって取り組める活動を積極的に導入して下さい。
（ポスターや標語の作成等）

②いじめについて考える機会（グループでの話し合い等）の設定

- ・いじめが起きる集団においては、自分を守ること一杯になり、相手のことを思いやったり、いじめられている子どもの気持ちを理解する余裕はありません。
- ・いじめられた子どもの気持ちや心の傷を理解するため、自分がいじめられたらどう思うのかなどを考えさせる機会を道徳の時間等を活用してみましょう。

（５）保護者や地域への情報発信

①日頃の取組を情報発信する

- ・日頃からの学校での考え方や取組に関して、学校だより等で情報を発信するとともに、保護者からの訴えに対しては、真摯に受け止めて対応して下さい。

②地域からの意見を大切に（学校支援推進員の活用）

- ・各学校で設置されている学校支援推進員（学校評議員）を招いての会議にあたっては、いじめに関する取組等の情報提供を行って、取り入れるべき意見・提案は積極的に取り入れるようにしましょう。
- ・また、地域にもいじめ等を発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきましょう。

Ⅲ. いじめの早期発見・早期対応について

1. いじめを早期に発見する手だて

(1) アンケートの活用

①年2回のアンケート調査

- ・子どもたちは、いじめの事実を話すことで余計にいじめられたり、自分がいじめられたりすることを考え、なかなか相談しづらいことから、子どもがいじめの事実を訴え易いよう年2回のアンケートで把握することは有効です。
- ・ただし、アンケートに頼って、子どもたちの様子を見ることがおろそかにならないように注意をしましょう。

②アンケート調査後の実態調査

- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには、スクールカウンセラー等の助言を得ることも有効です。
- ・「いじめられたことがある」と答えた児童生徒一人一人への聞き取り等にあたっては、日頃の学校生活における状況確認を行ったうえで実施しましょう。

(2) 教職員間での情報共有を心がける

①複数の教職員の目による発見

- ・教師ひとりだけで、全ての子どもの状況を把握することは不可能に近いことです。
- ・教職員全員で見守ることで、より子どもたちの状況を把握することができます。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながります。
- ・また休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を計画的に行うことも発見を容易にします。
- ・各教職員が、担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教職員や保護者等の目に触れるようにしておきましょう。

②養護教諭やスクールカウンセラーなどとも情報交換は密にする

- ・また、自分が抱える悩みを養護教諭やカウンセラーなど担任以外に相談している子どももいることから、教職員全員で情報を共有するようにしましょう。
- ・ただし、子どもと相談を受けている人との信頼関係は壊さないように十分な配慮は忘れないようにしてください。

2. いじめの早期対応

(1) いじめ問題はチームで対応する

①担任や一部の教職員が抱え込まない

- ・ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則です。
- ・ いじめ問題は、チームで対応することを原則としましょう。
- ・ いじめ対策の担当者を明確にしておくことが大切です。

②慎重な判断と丁寧な対応をする

- ・ 片方だけの話を聞いて安易に決め付けたり、子どもの普段の様子による思いこみや先入観で判断したりしないようにしましょう。
- ・ 事実をきちんと把握し、整理したうえで対応をしてください。

③形式的な謝罪や仲直りで済ませない

- ・ 無理やり謝らせても、いじめた子どもがそのことを理解し、反省していなければかえって相手に対し恨みを募らせ、さらにひどいいじめになることもあります。

(2) いじめられている子どもへの対応

①心に傷を負った場合の精神的ケア

- ・ いじめられている子どもの立場に立って、話を聞いてあげてください。
- ・ その子どもと一番信頼関係ができている教員が話を聞くことが望ましいことです。が、状況によってはカウンセラーの活用なども検討してください。

②時間をかけていじめに関わった子ども同士の間関係の修復に努める

- ・ 仲直りの機会などは、対応が遅くなり事態が悪化することもあります。が、対応の方向性が定まらないままあせって対応して事態が悪化することもありますので、いじめられた子どもの精神状態や意向などを尊重し、慎重な見極めをお願いします。
- ・ また、その後についてもいじめが再発しないよう見守ることが必要です。

③守る姿勢の実践（秘密の保持、見回り、T T等の配置など）

- ・ いじめがあった場合には、子どもたちに“絶対守る”という姿勢を示す必要があります。いじめの事実を教えてくれた子どものことを秘密にし、場合によっては、教師がその事実を発見したように持っていかななくてはなりません。
- ・ また、いじめの再発防止や拡大を防ぐためにもいじめられた子どもをしっかり見守る体制をとる必要があります。

(3) いじめた子どもへの対応

①いじめられている子どもの気持ちを理解させる

- ・ いじめられた子どもの精神的苦痛に気付かせるとともに、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させてください。

②思いやりの心や規範意識の育成

- ・ 自分の行為を見つめなおし、温かい人間関係づくりと相手のことを気遣うことができるやさしい心を育む指導を継続してください。

(4) 周囲の子どもへの対応

①いじめられている子どもの気持ちを理解させる

- ・ 仕返しや同じようないじめが行なわれないように自分の行為を見つめなおす機会を設けるなど自らが反省し、行為を繰り返さないための働きかけをして再発防止、二次的いじめの防止に向けた指導を行ってください。

②いじめの事実を話すことは立派な行動であることを理解させる

- ・ いじめの事実を教師や大人に話すことで「チクった」などと言われ、裏切り者扱いされるため、悪いことをしたと錯覚をしてしまいますが、そのような錯覚をしないために、「いじめは絶対に許されない行為である」と認識させ、勇気を持って行動できる正義感を育む指導をお願いします。

(5) 関係機関との連携

①日頃からの情報交換

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会（教育支援センター）はじめ、こども相談センターや中央児童相談所、また場合によっては、警察や医療機関等との連携が不可欠です。

- ・ 毎月の教育委員会への報告以外にも気になる案件があるような場合は、教育委員会（教育支援センター）との情報交換を日頃から行っていきましょう。

※他機関等との連携が必要な深刻ないじめに関しては「いじめ指導経過報告書」の提出をお願いします。

3. 丁寧な保護者への対応

(1) 保護者対応での心がけ

①いじめられている子どもの保護者への対応（家庭訪問など直接話をする）

- ・電話などでは、学校側の真意などが伝わらないこともあり、誠意を示すためにも直接会って話をするようにしてください。

②いじめている子どもや周りの子どもへの指導、改善策について具体的に説明する

- ・保護者の理解を得るために、いじめを解決するための対応策は、できるだけ具体的に示しましょう。

③対応の経過をこまめに伝える

- ・保護者は常に学校の対応を気にし、できるだけ早い解決を求めています。同時に解決するまで不安も抱えています。連絡がなければ不安が増幅し、やがて不信感に変わります。
- ・いつまでに何をするのか、結果はどうだったのかをきちんと伝えるようにしましょう。

④不用意な発言はしない

- ・子どもや保護者の心情を理解し、いじめられている子どもを非難する発言（いじめられている子どもにも問題はあったなど）は絶対にやめてください。保護者とのトラブルになることもあります。

(2) いじめている子どもの保護者への対応

①家庭訪問などで直接話をする

- ・思いやりの心や規範意識を育むために学校での指導はもちろん、家庭での指導も不可欠です。
- ・事実を正確に伝え、今後の子どもへの関わり方など学校の対応を具体的に説明して共通理解をするなど、家庭の協力を得るようにしましょう。

いじめ発見のチェックポイント

	子どもの名前
<登校時>	
遅刻・欠席が多い	
元気がなく、表情がさえない	
自らあいさつをしない、他の子どもからの声かけもない	
<授業時>	
忘れ物が多い	
持ち物が紛失したり、落書きされたりする	
体調不良を訴えてトイレや保健室に行きたがる	
グループ活動で孤立しがちである	
発言すると冷やかしさやざわつきがある	
一人だけ授業に遅れてくることがある	
<休み時間>	
教室や廊下に一人でいることが多い	
友だちと一緒にいるときも表情が暗かったり、おどおどしている	
用もないのに保健室や職員室に来る	
理由もなく、服が汚れていたり、怪我をしたりしている	
遊びやふざけの中で笑われたり、命令されたり、嫌な役をしている	
周りが避けたり、ちょっかいをかけたりしている	
<給食時間>	
その子が配膳すると嫌がられる	
一人で黙って食べている	
食欲がない	
食べ物にいたずらをされる（盛りつけをしない、わざと多く盛る）	
<清掃時間>	
その子の机や椅子だけが運ばれない	
その子の机や椅子を乱暴に扱ったり、汚いものを触る扱いをする	
一人離れて掃除をしている	
<放課後>	
急いで下校する、または用もないのにいつまでも学校に残っている	
玄関や校門付近で不安そうな顔をし、おどおどしている	
他の子どもの荷物をよく持たされている	
靴や鞆、傘などの持ち物が紛失したり、いたずらされる	
下駄箱にいたずらをされる	
<その他>	
カッターなど危険な物を持ち歩いている	
教師と視線を合わせない、話すときに不安そうな表情をする	
叩かれる、押される、蹴られる、からかわれる	

■石狩市内の教職員のみなさんへ

1. いじめは、どこでも起こりうる問題です

- すべての学校において、どの子も、いじめられる子、いじめる子になり得るという認識をもって対応しましょう。
- 日頃から子どもが発する危険信号を見逃さず、早期発見に努めましょう。

2. いじめは、絶対に許されない行為です

- 命や人権にかかわる問題として受け止め、最後まで指導しましょう。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持ち、いじめられている者を守り通す立場から、毅然とした態度で指導を徹底しましょう。
- 単なるいたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑劣な行為であるとの認識を徹底しましょう。

3. いじめられる子どもの立場で考えましょう

- 「いじめられる側にも問題がある」との見方はしないようにしましょう。
- いじめられているか否かは、いじめられた児童生徒の気持ちを重視し、いじめられた児童生徒の立場に立って、親身に指導しましょう。
- 先入観で子どもたちの人間関係を強者、弱者と固定せずに、多面的に捉えるように努めることにより、いじめの実態を的確に把握しましょう。

4. 根気強く継続的な対応を心がけましょう

- いじめを未然に防止することや、いじめを早期に解消することは、子どもの成長、発達にとってきわめて重要な問題として受け止めましょう。
- 一度いじめが解決したように見えても、再度いじめが起こる場合もあり、継続して見守りをするなどの取組をしていきましょう。

5. 周囲と連携して対応にあたきましょう

- いじめが起こったら一人で抱え込まずに、よりよい学校・学級づくりのチャンスととらえ、他の教職員と協力して、学校全体で組織的に対応しましょう。
- いじめの問題は、家庭教育のあり方に大きな関わりを有しており、家庭との連携を日頃から密にして、保護者との人間関係づくりに努めましょう。
- スクールカウンセラーや関係機関等とも連携を図り、いじめられた児童生徒に、守ってもらえるという安心感を獲得させましょう。